

平成22年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成22年11月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園	江	一	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	君

欠席議員

	5	番	野	口		園	君
--	---	---	---	---	--	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	山渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第3号

平成22年11月11日(木曜日)  
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期日程の変更について
- 日程第3 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期日程の変更について
- 日程第3 一般質問

## 午前10時00分開議

### 開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、5番野口 圃君、22番小園江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番中澤 猛君、15番上野 登君を指名いたします。

---

### 会期日程の変更について

議長（市村博之君） 日程第2、会期日程の変更についてを議題といたします。

会期日程の変更につきましては、本日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいておりますので、議会運営委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 議会運営委員会からの会議の報告をいたします。

会期日程について協議をいたしました。一般質問の日程は11、12、15日の3日間の予定としておりましたが、質問者が7名のため、一般質問の日程を11、12日の2日間といたしました。よって、一般質問日となっております15日は、各委員会委員長の報告を受け、質

疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

以上、報告といたします。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

定例会の会期日程は、ただいまの委員長の報告のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 異議なしと認め、そのように決しました。

---

一般質問

議長（市村博之君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順に発言を許可いたします。

最初に、9番西山 猛君の発言を許可いたします。

9番（西山 猛君） 9番西山 猛でございます。

通告いたしております一般質問、1、均衡ある新市づくりについて、（1）として、合併支援道路の整備状況と本来の目的とは何かということです。（2）として、観光行政の予算配分について、その額の執行内容を3地区別に具体的に伺う。（3）市内人口の推移を自然動態及び社会動態別に伺う、また同様に3地区別で伺うということです。

次に、2番です。笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申について、これは10月22日の全員協議会で資料として私ども議会全員に配付されております。答申ということでいただいております。それに基づいて質問をしたいと思います。

（1）として、委員会設置の本来の目的とは何か、（2）として、同委員会の協議のうち、最大のテーマは何だったのかということです。（3）同委員会と教育現場の温度差についてを伺う。（4）答申に基づく改革を実行した場合、これはつまり教育行政改革、物的なことも含めて改革ということだと思っておりますが、今後、起こり得る学校教育上のデメリットについてを伺います。（5）同委員会の答申を受けて、これからの5年間で見込まれる本市の学校教育の姿について、どう考えているかを端的に答弁をお願いしたいと思います。

以上、1回目の質問お願いします。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 9番西山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、合併支援道路の整備状況でございますが、笠間市の合併支援道路は、平成17年7月17日に、友部地区の上町大沢線、南友部平町線、笠間地区の来栖本戸線、岩間地区の土師栄町線の4路線について指定を受けているところでございます。

各路線の平成22年度末予定の進捗状況でございますが、友部地区の上町大沢線900メートルは、用地取得が74%、改良工事が18%の進捗でございます。同じく友部地区の南友部平町線2,030メートルにつきましては、国道355号からやすらぎの森に行く道路までの区間360メートルを平成23年度に供用できるよう進めており、現在、用地取得が53%、改良工事が17%の進捗でございます。

次に、笠間地区の来栖本戸線3,200メートルは、フルーツラインの東側を先行して進めており、用地取得が24%、改良工事については平成23年度に着手する予定でございます。

次に、岩間地区の土師栄町線2,000メートルにつきましては、現在、事業着手をしておりません。

次に、合併支援道路の本来の目的についてでございますが、合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に必要な幹線道路として、茨城県から指定を受けております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 9番西山議員のご質問にお答えいたします。

商工を含めました観光関連の3地区別の主な予算配分でございますが、平成22年度当初予算におきましては、笠間地区9,324万5,000円で、予算割合は46%、友部地区2,803万6,000円、約14%、岩間地区1,605万8,000円、約8%の割合でございます。そのほかに共通経費としまして、全市的な経費として、ファン倶楽部事業や観光協会補助金、PR事業など6,399万7,000円となっております。

その執行内容でございますが、笠間地区におきましては、工芸の丘、菊栽培所、つつじ公園、あるいは駐車場の管理経費でございます。さらに、つつじまつり、菊まつりなどの事業経費が含まれております。また、周遊バス負担金や笠間のまつり補助金、市街地活性化推進事業や伝統的工芸品振興事業、石材産地活性化事業などの経費でございます。

友部地区におきましては、北山公園の管理経費やふるさとまつりなどの補助金が主なものであり、岩間地区におきましては、愛宕山やスカイロッジの管理経費、あるいはほたるの里づくり、市街地活性化推進事業の補助金などが主なものでございます。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、西山議員のご質問の市内の人口の推移につきましてお答えを申し上げたいと思います。

平成18年から平成21年における人口の推移でございますけれども、各年の10月1日現在の常住人口でいきますと、平成18年は8万1,029人、平成21年には7万9,806人ということで、約1,200人の減少をしているところでございます。

また、自然動態、社会動態につきましては、直近の平成21年の自然動態では出生が624人、死亡が846人ということで222人の減少となっており、また、社会動態につきましては

平成21年の転入が2,294人、転出が2,653人ということで359人の減少となっているわけ  
でございます。

年ごとに減少の幅は増減ございますけれども、平成18年以降、自然動態、社会動態とも  
に同様の減少の状況ということでございます。

また、地区別の推移でございますけれども、自然動態、社会動態につきましては、統計  
処理の関係上、確実な数字が把握できない状況でございますので、住民基本台帳人口によ  
りまして地区別の人口の推移を申し上げます。

平成18年と21年の人口比較でございますけれども、笠間地区におきましては、2万  
9,827人から2万8,912人ということで915人の減少、さらに友部地区でございますが、3  
万5,687人から3万5,746人ということで59人が増加しております。また、岩間地区におき  
ましては、1万6,512人から1万6,280人ということで232人の減少をしているところで  
ございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 22番小園江一三君が着席いたしました。

教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 9番西山議員のご質問にお答えいたします。

笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会の設置の目的についてお答えいたします。

全国的な少子化の進行に伴って、笠間市の児童生徒数はピーク時の約6割まで減少して  
おり、10年後にはさらに2割程度減少すると予測されております。児童生徒数の減少によ  
り、学校の小規模が進むと、クラスがえができなくなり、人間関係の序列化による意欲の  
低下、そして多角的な物の見方や考え方を学んだり、多様な人間関係を築いたりするこ  
とが難しくなるなど、大切な教育環境も損なうことが懸念されております。

こうしたことから、学校規模の適正化は避けて通れないことであり、笠間市として、ふ  
さわしい学校の適正規模及び適正配置のあり方について検討するため、検討委員会を設置  
したものでございます。

次に、同検討委員会の最大のテーマでございますが、笠間市の子どもたちにとって望ま  
しい教育環境を構築するための適正な規模、そしてその規模を確保するための適正な配置  
という2点が主なもの検討課題でございました。

具体的に申し上げますと、まず、適正規模については、小中学校の学級数と1学級当  
たりの人数はどうあるべきか。次に、その適正規模を確保するための望ましい適正配置を行  
うためにはどういう方策があるのか、ということを中心に検討してまいりました。

次に、同委員会と教育現場の温度差ということでございますが、同委員会の意向を踏ま  
えまして、今年2月に適正規模・適正配置に関する市民アンケート調査を行いました。こ  
の調査は、全教職員に対しても実施いたしましたが、その結果によれば、教職員の考え方

と同委員会の答申とはおおむね温度差はないものと考えております。

また、委員会では、教員の立場や意見を尊重し、教員を対象としたアンケート調査を重要視するべきであるという観点から審議を行ってきたところでございます。

次に、答申に基づく改革を実施した場合、今後起こり得る学校教育上の課題についてでございます。

学校規模の適正化は、児童生徒のための望ましい教育環境の構築を目指すものでありますが、適正配置によってまず考えられることは、通学区域の広域化であり、スクールバスの導入も含め、安全・安心な通学路の確保が課題となります。

また、現行の40人学級を小学校で30人、中学校で35人とした場合、国、県の基準で配置される教員数では足りなくなることから、市独自で教員を確保することが必要となっておりま

います。最後に、答申を受けて、5年後に見込まれる本市の学校教育の姿についてということですが、今後、答申に基づいた基本方針に従い、より具体的な実施計画を策定していくこととなりますが、その実施計画の策定に当たって、今月中に市立小中学校学区審議会を立ち上げ、その中で検討、協議を行っていく予定でございます。

5年後の本市の学校教育の状況でございますが、実施計画に基づく適正規模・適正配置を進めることにより、子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養うとともに、向上心、創造性を培い、生きる力を身につけていくための教育環境を整えてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

9番（西山 猛君） 逆になってしまいますけれども、2番目の検討委員会の答申についての方から再質問したいと思います。

教育環境に配慮した適正規模・適正配置の検討ということで、この検討委員会が設置されました。教育環境というのはいろいろあるんでしょうけれども、まず、この答申の資料をいただいたんですけれども、この中に「歴史的な部分に配慮して」というところがよく出てくるんですね。教育環境をつくり上げるために、いいものをつくり上げるために、歴史的環境とか歴史的配慮とか、その部分を改めて質問したいと思います。

それから、4番目のデメリットの部分で、教員不足という答弁をいただいたかなと思いますが、起こり得る教職員不足ですか、それをもう一度確認したいと思います。

それから、毎回、私思っているんですけれども、単純に、オギャーと生まれた子どもが、七つになると小学校に入るんですよね。数え七つですか、入るんですね。ということは、当然こういう事態というのは、例えば合併と同時にこういうことが立ち上がってもおかしくなかったのかなと思うんですね。つまり1年生は2年生になり、2年生は3年生になるという論理なんですけど、出生と同時に何年後はどうなるというのはわかるはずですよ。

そういうことについて、これは23年度からの実施ということで、そうしますと、これは

5年と私表現したんですが、18年の3月に合併をしました。新市になりました。それから5年間、10年計画とありますから、5年間というのは前期とみなすわけですけれども、その前期の5年間の計画、もっと加速すべき部分があったのかなと思うんですね。

特に教育関係については、子どもたちの教育というのは、今しかないわけですね。そうしますと、その教育環境を考えたときに、行政の立場というのは大変意味のある立場じゃないかなと私考えているんですね。つまりどういうことかということ、複式学級が起り得ることはわかっていたわけですから、そういうことを一つの犠牲のように見せておいて、そういう犠牲があつてこういうことをしなくちゃならないんだみたいな、むしろ教育環境を悪化させておいて、今からよくするよというように私はとるんですけれども、いかがでしょうか。

もう一度繰り返しますよ。1年は1歳年とりますね。オギャーと生まれた子どもが小学校に入るのは何年後だ、中学校に入るのは何年後だ、これはわかるわけですよ。そういう状況を考えたときに、手をこまねいていたのかといったときに、私は、むしろ合併後前期の5年間、この大事な5年間をスローに来てしまったのかな、ゆっくり来てしまったのかなと。加速させなくちゃならないという状況下にありながら、例えばこの笠間市においては、議会まで自主解散して改革を進めていく中で、教育行政だけがどうもゆっくりスローに動いてきてしまったのかなということをお話しているんですね。明らかに出生率からいってこうなるだろうということ、これは少子化、高齢化と一緒に出てくるはずなんですね、数字については。ですから、それも一度、なぜそういう事態になったのか。

まして23年度からということになりますと、つまり団塊の世代の皆さんの退職が大体その年代だということになりますから、むしろ擁護された形の中で、と市民に疑惑の念を抱かれても仕方がないのかなと私は思っています。私はそんなこと思っていませんけれども、23年度ということになりますと、そういう年回りになるのかなと。合併後丸5年、6年目からの改革ということになりますから、その辺のところもう一度説明していただきたいと思っております。

さて、均衡ある新市づくりということで、合併支援道路の部分、特に県から指定をされたということで答弁をいただきました。こことここをやれよということで県から指定を受けたと。しかしながら、3地区のうち、岩間地区の土師栄町線だけが手つかずになっているという答弁をいただきました。

次、この質問で、合併にさかのぼって、合併協議会の中で重要な課題として位置づけられた一つのテーマが、こういう道路、アクセスの問題だと思うんですね。合併しなければできなかったとかそういう規模のものを、今回、支援道路ということで県から指定されたわけですね。

思い起こせば、この笠間市というのは、1市2町で合併したわけですが、当時の任意協が解散になって、友部、岩間という合併協議会が設置されて、これも破談になっ



た。改めて、これはまれなんですけども、現橋本県知事が介在をして仲を取り持ったというようにいきさつがあります。県庁舎の中で、知事室かどこかわかりませんが、合併についての議論がなされた。それで、合併に向けて合併協が立ち上がってということですね。そういうデリケートな地域、少なくとも今の議長さんは、合併反対の急先鋒として名前も通っておる方です。笠間地域というのは、非常に合併については議論したところでございます。

そういう中で、今回、5年目になるわけですね。市長も2期目ということで、その中で県はどのように見ているのか。もちろん県議会議員経験者の市長は当然のことながら、県から副市長が見えていますから、合併後どのように笠間市を成就させて発展させていくかという点からすれば、県も無責任に合併したからいいんだというわけにいかないの、つまり仲人役のような立場で、県はその後の発展を見届ける責任があると私は思っています。そういう中で、副市長が県から来るのはそういう意味なのかと思っております。

例えば友部地区におきましては、友部駅の橋上化も終わりましたが、福祉のまちとして名高いわけでございます。その福祉の施設は、県の施設が多いわけでございます。現在も病院の建設が進められている、こういう中でございますが、県の立場、笠間市に対する見方、これを副市長の答弁でいただければ幸いかなと思って、私、通告の中に市長と副市長ということで、副市長からもいただきたいなと思って質問しているわけでございます。

よろしいですかね。合併をしました。それはいろいろ難産でした。この笠間市は難産でした。合併した後、特に目に見える部分としては、議会が自主解散したという県内でも珍しい地域でございます。その中で、残念ながら人口減ということで、自然動態、社会動態ともに減っているということで、非常に残念な地域でございますが、まだまだ発展の余地があるということで、合併をまず見届けて、次に発展をする市に県も絶大なる支援をしていただくという意味で、私は副市長がいると思っておりますから、よろしく願います。

観光行政の予算配分について、これも合併と関連してくるんですけども、当然、笠間は陶芸や……失礼、ここで私、うれしかったこと一つお話ししたいと思うんですが、石の話になりまして、これ東京都内なんですけど、稲田のみかげを使っている。「笠間」はわからなかったんですね。「稲田」はわかったんです。ああ、なるほどな、やっぱり歴史やそういう知名度の高いものというのはこうやって残っていくんだなと思ひまして、それはうれしく思いました。これは余談ですけども、稲田のみかげということでお話ししていったら、それが地元なんですよといきなり地元の言い方しましたが、そういうことがありましたということ。

つまり観光予算、いいと思うんですよ。観光の特性があって、そこに予算を配分してやっていく。そのバランスがいいか悪いかということは二の次として、笠間といたときに何があるんだと。そういうことに観光予算が費やされて、全国的にも名が通るということは非常にうれしいことだと思うんですね。

しかしながら、私、例えば「笠間のパンフレット持ってきてくれよ」と言われたときに、どれ持っていくんですかと。いっぱいあるんですね。いっぱいあるんですよ。それも立派なやつ。こんなに持っていくんですね。ほかの市でこちらのPRをしようとする、A4判の封筒に入り切れないぐらいいろいろなものを持っていくんですね。観光は、印刷屋さんと違うんだから、そういうものをつくるのがテーマじゃないと思うんですね。それちょっと1点、ほかの地域とは違うなというのがあったので、その確認、どんな感じなのか。それ必要なのかな、そこまで必要なのかなという部分。

それと、私が見る限りでは、道路の渋滞やいろいろなことを考えてみますと、イベント型になりつつあるのかな。例えば3日間にこういうことやるよと。そのイベント型というのが、今の観光と並行しているのかなと思っているんですね。社会実験的に、今、お稲荷さんの前の道路事情なんかも変えて、看板等も含めていろいろ変えているのかな。これは東京の会社がそのコンサルを受けたとか私聞いていますけれども、お稲荷さんをどうしたいのか。お稲荷さんを核とした笠間市全体の知名度アップするのか、お稲荷さんを中心にした笠間のあの地区の整備をしたいのか、その辺のところは明確じゃないので、なぜそういう社会実験が必要なのか。また、その目的は何かも含めて、観光の延長でお聞きしたいなと思っています。

それから、市長公室長にお尋ねしますが、自然動態、社会動態、これ見る限りではどちらも減ということですね。お隣水戸市はふえているんですよ。自然動態、特に社会動態ですかね、ふえていますね。かなりふえていますね。ということになりますと、多分この近隣で、水戸市を中心とした隣接市町、村はないですから、市隣接市町で、水戸を中心という部分もあるのかな。例えば社会動態が笠間から水戸とか、そういう動きがあるのかなと私感じたんですが、水戸の動きを見て。県全体と水戸と笠間の関係を見ましたときにそう思うんですが、それは多分若者だと思うんですよ。若者の場合、魅力がないとそういう傾向にあるのかな。

例えば一例を挙げますと、私ども旧岩間地区でございます。しかし、友部地区のアパートに入っている、マンション入っている、こういう子どもたち、子どもたちといっても世帯を持って、そういうことがある。そこは環境がいいんだ、住環境がいいんだと。じゃあ岩間地区はそう悪いのかといったときに、若者目線で見たとときに魅力がないのかもしれないんですよ。そういう部分を考えてときに、魅力のある地域づくりというのはどういうことなのか。この自然動態、社会動態見たときに、笠間市もっと真剣に考えなくちゃいけないと思うんですね。

なぜかという、これだけ条件の整ったところはないんですよ。まれなんですよ。だとすれば、例えば人間環境なんかも含めて、人間性みたいなもの、地域性みたいなものを含めて、もう一度いろいろな部分が、どうでしょうね、行政が例えば補助金や何かの助成金ということで、もっともっと地域に介入していく必要があるのかなと思うんで

すね。

高齢化社会ですから、紛れもなく高齢者で地域が作り上げられようとしています。そういう中で、若者の発想や考え方がその地域に反映できないというのは寂しいことだと思うんです。そこにお役所が、まちづくりをこんなふう全体構想を持っているんだと。この地域にはこの地域の特性があるでしょうと。ただお金を出す、補助金を出すだけじゃなくて、この間も道路の里親制度が出ましたね。今回出ましたね。ああいうことの中にお役所がどの辺まで入っていくかというのは大事なかなと思うんですね。お役所が入ることでバランスがとれる。お役所には若手の職員もたくさんいるわけですから、若手の職員が参加して、そういうことができたって、ある程度の形になったらずっと引いてやるような、そういう地域づくりをやらないと、手おくれになってしまうのかなと思うんですね。

数字で見てください。笠間地区なんか890マイナスですよ。友部はわずかにプラス8、これは18年度から21年度の部分ですけれども、岩間地区も232のマイナスですよ。これはやっぱり真剣に考える時期ではないのかなと思うんですね。

よくお話ししますが、ここに座っていらっしゃる部長クラスの方、間もなく定年を迎える、ここ何年かで。どうも飛行機で言ったら着陸態勢になってしまっているのかな。風も吹かない方がいい、雨も降らない方がいい、穏やかに何とか着陸をしたいという、そういうふうにとらえられがちなんですね。

ですから、少なくとも職員の中にも、まだまだ可能性を持っている職員もいるでしょうし、若手のばりばり、これからこういうことしたいんだという志の高い者もいるでしょうから、そういう職員を駆り出して、地域づくりをもう1回見直さないと、私はおくれてしまうのではないかと考えております。これは公室長、もう一度答弁いただきたいと思いません。

これ2回目の質問です。よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 西山議員の再質問にお答えいたします。

歴史的な配慮、それから教員不足について、またもっと早く入れなかったのかという3点についてお答え申し上げます。

まず、歴史的な配慮でございますが、学校教育につきましては、当然、地域との連携とというのが必要でございます。また、学校によりましては、それぞれ今まで統廃合を繰り返しながら成り立ってきたということもございまして。そういう中で、この検討委員会の委員さんの中から、そういうものを十分配慮すべきではないかということで、歴史的な配慮ということが入りました。

また、教員不足ということでございますが、これにつきましては、現在は40人学級ということになっております。これが、この答申によりまして、小学校は1学級30人、中学校は35人ということになりますと、例えば適正配置をやらないで適正規模だけで考えた場合、

現在の学校では36学級ふえるということになります。

また、今現在、国が進めています、文科省の計画でございますが、これは年次計画で進めていきますけれども、小学校35名、1、2年生は30名、それから中学生35人となると、これでいきますと10年後には約10学級ふえるということになります。そういうことになると、その分については、今現在、教員については県の費用で教員が採用されております。それが配属されております。そのふえた部分を市で持たなくちゃならないということになりますので、それについて不足してくるというような、先ほど答弁をさせていただきました。

あとは、もっと早く検討に入るべきではなかったかということでございますが、学区の見直しにつきましては、今まで適時に対応してまいりました。今回、合併後においては初めての対応ということになりますが、全県的に見ましても、決して遅くないものと考えております。

学区の見直し、その状況によっては統合というものもあり得ます。そうなりますと、この作業には、合併をして、市の一体性というのが必ず必要になってまいります。そういうことから、住民の皆様方の合意形成というのが大切になってまいりますので、そういうことを考えますと、現時点では全く遅くはないと考えておりまして、今後、市民の皆様方のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 副市長渡邊千明君。

副市長（渡邊千明君） 西山議員の質問にお答えいたします。

答弁の前に、ちょっと補足させていただきたいと思っておりますけれども、私、今現在市の職員、県を退職して市の職員ということでございますので、県を代表しての答弁という立場ではないことをご理解いただきたいと思います。

それで、この地域の合併に関してのことですけれども、私は、当時、合併の推進ということで、そういうことを担当する部局にいました。当時、この地域は、茨城県の中央、また県立の医療機関が二つもあるということで医療の中心、そして交通の要衝ということで、この地域で合併が行われて、力強いまちづくりが行われていくということは非常に重要だという認識でありまして、そういう意味で、さまざまな助言をさせていただき、またご協力もさせていただきながら、何とか合併が成就されるようにということで、県としてはやっていたということでございます。

幸いなことに、関係者のご尽力もありまして、合併が成就されまして、今現在、新しいまちづくりに向けて力強い歩みがなされているわけでございますけれども、その中で私の立場といたしましては、今後のまちづくりの中で、県と市が協力してさまざまな事業をやっていかなきゃならない、あるいは県の支援が必要だという局面は、多々、今現在もありますし、これからも出てくるものと思っております。

私としては、その協調が円滑になされるように、今後とも微力ながら力を尽くしていき

たいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 西山議員の再度のご質問にお答えをいたします。

なぜ門前通りにおいて社会実験が必要なのか、またその目的はというご質問でございますが、本市では、門前通りをかつてのにぎわいを取り戻そうということで、地元の商店街、それから商工会と連携をしまして、来街者をおもてなしする雰囲気づくりに取り組んでいるところでございます。魅力ある店や雰囲気づくりの取り組み、それから効果的なおもてなしの空間づくりが必要であると考えております。このために、まちを訪れた人が安心して楽しく歩ける道があることが重要であると考えております。

今回の社会実験では、門前通りの歩道空間を広くした場合の人や車の流れ、それから問題点、効果などを検証するために実施するものでございます。歩道を広くするには、現在2車線であります車道を1車線に狭めて安全に行う必要がございます。したがって、社会実験につきましては、一方通行での交通規制を行いながら、実施することで進めております。

次に、合併支援道路でございますが、まず、合併後における岩間地区の都市基盤の整備でございますが、新市の一体化を促進する1級12号線の整備、それから岩間八郷線の整備、これらは既に完了いたしました。現在、岩間駅周辺整備事業として、自由通路や駅舎の整備、さらに都市計画道路駅東大通り線930メートル、日吉町古市線406メートルの整備、さらに駅東地区の良好な市街地の形成、これらを目的とした土地地区画整理事業など、一体的に整備をしております、これらの整備についても、来年度中にはおおむね完成する予定となっております。

また、国道355号から岩間駅へアクセスする駅東大通り線の延伸区間約680メートルでございますが、こちらについても、早期整備を図る必要性から、昨年度より事業を推進しているところであります。

このような状況でありますので、岩間駅周辺整備を最優先課題としてこれまで事業展開をしておりますことから、合併支援道路土師栄町線につきましては、岩間市街地の拡大の動向、それから社会情勢などを見ながら、今後検討してまいりたいと考えてございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 西山議員の再度のご質問の中で、観光情報に対するチラシ等がかなり多いだろうということでご指摘もいただきました。確かにイベント時のチラシについては、イベントも多いというようなこともございまして、かなりのチラシで情報の提供をしている状況でございます。春秋については、シーズンということで、ある程度まとめて告知をしておりますけれども、これらについても、今後工夫をして、どのような形でコンパクトに情報が提供ができるか考えてまいりたいと思っております。

次に、イベント型としての事業が多いだらうと、イベント型観光だらうということですが、確かに課題としましてはイベントに頼るところが非常に多いというのが事実でございます。市の方の観光振興計画の中でも、それらを課題としてとらえまして、今後通年型を目指していこうということで方向性を出しております。

その一部としまして、昨年度から、地域の素材を活用した着地型という観光でございますが、それらを進めて、今後さらにその輪を広げていこうという考え方で現在進んでいる状態です。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、人口の推移の中の社会動態の変化、減少についてのことでございますけれども、議員おっしゃるとおり、笠間市はそれなりに地理的条件に恵まれた地域でございます。高速道路が縦横走っておりまして、四つのインター、さらには鉄道の六つの駅、そして茨城県の中央にあるという、そういう条件でございますので、恵まれたところであるわけでございます。

そういう中でも、社会動態の推移を見ますと、減少しているということでございます。これについては、真剣に笠間市は分析していかなきゃならない部分であると考えておまして、議員言われるように、笠間から他の市町村の方に転出をする方が見受けられるような状況でございます。これをどうするかということになりますと、やはり笠間が住みよいまちだということが、みんながわかっていただけのようなまちづくりというのが一番重要なことであると私は考えているわけでございます。

笠間市におきまして、定住化促進計画など立てていまして、いろいろ議論しながらやっているわけでございます。それから、若者がいろいろ試行錯誤しながら頑張っている部分もあります。市の職員の中でも、まちづくり研究会などをつくりましていろいろ現在頑張っているわけでございます。

いずれにしても、市民と協働でのまちづくりということでやっていかなければ、なかなかこの人口の減少を食い止めることは難しいのかなと考えております。

こういう状況の中でございますので、現在の人口を維持するというのが、まず第一歩かなと考えておまして、それに向けて現在いろいろな形でやっている状況でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

9番（西山 猛君） 限られた質問回数、時間ということで、大変苦しいですが、まず、教育次長から答弁をいただきました件、私、教育次長より年が若くて、生意気だらうと腹では思うかもしれませんが、全く逆ですね。合併して、住民感情が薄れて、一つになって、それから学校も統廃合していこうみたいな、こういうお話をしていますけれども、全く逆ですね。

私が思うのは、例えば高校生になりました。同じ地域にみんなが高校生で来るわけじゃないですか。例えば常磐線、水戸の高校に行きました。当然、常磐線沿線も含めたかなり

の距離からの子どもたちが来ます。つまり別な地域から別な子どもたちが来る、一つになれるんですよ。なれないのは大人だけです。だから、歴史だとかエゴだとかということ、私は教育のハードルにしてしまっているんじゃないかということ、教育改革のハードルにしてしまっているんじゃないかということをお願いなんです。そこなんです、最後。

ですから、県の中で早かったと言っていましたね。早かったじゃなくて、遅くはなかったと言っていましたね、この問題。それは県じゃないんですよ。笠間の教育をお願いしたいんですよ、笠間の教育を。教育長、最後に答弁いただきたいなと思うんですけども、私、何回か言った、「かさまっ子」などという言い方しました。強い笠間の子ども、どこへ行っても通用するような、いいじゃないですか、はだして駆けて歩いたっていいじゃないですか。そういう子どもをつくるために、心ある、愛情、情愛を持った子どもをつくるために、大人になるためにどうしたらいいんだということ、前に教育長と熱く議論したことがあると思うんですが、そういう部分からいきますと、1市2町が一つになって、さらに住民感情が一つになるまで待たれば多分半世紀でしょう。もっと極端に言うと、半世紀では無理でしょう。歴史があるんだから。

だから、私は、この歴史的配慮とかいうのは、全くこの部分では、教育行政に対するむしろブレーキになってしまうのかなと思って、残念だなと思ってこの答申を見たんですよ。いかがでしょうか。

私は、子どもたちに国境がないのと一緒で、当然、地域の垣根なんかないと思うんですよ。一つにしてやれば一つになるんですよ。そういうことを先にやらないと、先行してやらないと、笠間のこれからの教育、日本の教育って50年かかるらしいですよ。先輩方の当時の子どもたちの教育に戻すまでに50年かかるそうですよ。こんなになってしまったらしいですよ。ですから、それも含めて、多分、地域づくり、今、公室長の答弁いただきましたけれども、地域づくりも多分地域教育の中にそういうことが根強く残っているのかな、郷土愛、地域愛みたいなものが残ってくるのかなと思うんですね。

ですから、今の答弁で、市の一体性みたいなことを考えたときに、ちょっとこれ難しいなと思うんですね、時間的なこと。住民の合意形成、住民というのは、要するに学校を取り巻くその住民のことを言っているのかなと思うんですが、そこには当然いろいろな利害得失があったり、いろいろな地域エゴがあったりするんで、そういうことを先にやると、私はなかなかまとまらないのかなと。

そういう事例が、既に友部の、何でしたか、テレビにまで出ましたよね。ああいう部分も一つのテーマになってしまうのかなと。

でも、考えてみてくださいよ。子どもたちは一つで大丈夫なんです。一つになれるんですよ。なれないのは大人だけです。一つになれるんです。ですから、そういうことを大きな教育行政ビジョンを持ってもらって、掲げてもらって、多分これは事務的なことを積み重ねるとこうなるんでしょう。ただ、本末転倒にならないように、子どもたちの環境を

先に考えたときに、私は、今、教育次長、大変きつく言って申しわけないですけども、全く私は逆だろうと思っているんです。子どもたちを一つにしちゃうと。そうすると、例えばA地区とB地区の子どもが一つで仲よくなれば、A地区とB地区の親は当然そこにつながってくるんですよ。そんな地域のつくり方があったっていいじゃないかと思うんですよ。

そういうことをもう一度、どうでしょう、教育長から答弁いただければ幸いですね。子どもたちは、合併する準備なんか常に、柔軟性を持って常にそういうものは持っている。それを地域だとか、歴史だとか、こういうことでどうも阻害してしまっているんじゃないかなという心配があるので、それについて教育長から最後に答弁いただきたいと思います。

お稲荷さんの前の件なんですけど、一方通行にするというお話がありましたけれども、これ今回質問には出ていませんけれども、これはもうちょっと議論する部分、例えば笠間の看板としてお稲荷さんがあるとすれば、我々議会ももう少し知りたい部分だなと思っておりますので、今進んでしまっているのも仕方ないでしょうけれども、議論するもっと過程があればよかったのかなと思っております。これはそれにとどめておきます。

合併支援道路について、部長、これはやらないんですか、やらないと聞こえるんですけど。要するに、こっちとこっちとあるからこれやらない、いや、やらなくてもいい。やらないのかできないのか、はっきりしましょうよ。

県の指定ということで、副市長優秀なのでさっさと逃げられちゃいましたけど、私は笠間の職員だ、笠間の副市長で、県はやめてきましたと言っていますけど、そんなことは本当は通用しないんですよ。でも、そういう言い方するので、県の指定だと、県。茨城県が指定した、こことここをやりなさいよと指定したんでしょう。こことここをやりなさいよと言ったら、じゃあこことここをやりなさいよ、わかりましたよということで県が指定してくれたんでしょう。そうでしょう。

そもそも合併特例法という法律にのっかってやったことなんですよ。その中で、合併協というものは法的根拠があってやっていることです。その中でやった協議が、急に事情が変わったから、世の中の流れが変わったから、こっちの工事があるからこっちは黙っていてくれ、これは子どもだましでしょうよ。だから、地域から議員が1人でも多いようにと選挙民が一生懸命、こういう世の中の状態見ながら、私は議員をつくらうなどと思うんじゃないかと思うんです。どうでしょう。

我々チェック機関として言っているのは、やって当たり前だから、やったことを褒めるつもりはないです。必要ありません。なぜやらないんですかということ。やっていただきたい、なぜやらないんですかということ、最後にもう1回お聞きしたいんですよ。やらないのかできないのか。ほかの道路関係のことは一切関係ないです。施設に関して。例えば中学校つくってやったらやらないとか、そんなことは聞きません。あの合併支援道路について、県が指定したことについて、やらないのかできないのか。それだけお聞きした



いと思います。やらないのかできないのか、できないとすればどういう理由なのか。やらない理由はいいです、結構です。できないのは、なぜできないのかということをはっきり答弁いただきたいなと思っております。

それと、市長公室長、地域づくりについて、住みよいまちづくりという表現をしてくださいけれども、まさに住みよいまちづくりなんですが、住みづらいんですよ。住みづらいから若者いなくなっちゃうです。もっと若者に責任を持たせて、もっとやりたいことをやらせてあげたらいいんですよ。

例えば一つの事例として、岩間地区に六所神社の祭礼というお祭りがあります。このお祭りの中で、お酒を飲んじゃいけないという決まりがいつの間にかできたんですね。そんなところへ若者来ないですよ。義理で、担ぎ手がないから来ると。獅子振る人いないから来るんだ、山車を引けないから来るんだと、こんな話になってしまうんですよ。お酒飲めないってどういうわけですか。そういうことが、この笠間地域という狭いエリアの中で起きてしまっている。

それが警察の指導だというんですよ。笠間警察署、管轄する笠間警察署の指導で、酒飲んじゃいけないんだって。酒飲んじゃいけないという法律があるんですか。飲んで運転しちゃいけないとか、二十歳未満は飲んじゃいけないとか、そういうことは法律であるかもしれないけれども、お祭りで飲んじゃいけない、それはお互いの中のルールだと思うんですよ。それをどんなふうにつくり上げてやるかというのが、やっぱり上に立つ大人だと思うんですよ。私は、大人がちゃんとすれば、若者も残るでしょうし……

議長（市村博之君） ただいま質問時間が過ぎましたので、発言を終わりにしてください。

9番（西山 猛君） 私はそのように進めていきたいと思っております。だから、まちづくりの中に皆さんの年代の地域づくりをお願いしたいなと、そして若者にチャンスを与えてください。よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 発言を終わりにしてください。

教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員のご質問にお答えします。

笠間市では、この検討委員会の設置が遅かったのではないかというお話でした。私は、合併時からこの職につかせていただきました。そして、教育上の課題はたくさんありまして、例えば合併したときに、各地区に防犯カメラがついていない地区もありました。それから、耐震の計画、計画のあった地域もありましたし、計画のなかったところもあります。そして校舎建築、何よりも子どもたちの学力向上のための先生方の体制づくりと指導体制づくり、それから教育環境づくり、そういうことでそれぞれ、この間も報告させていただきましたが、成果が上がっております。

この適正規模についてというのは、例えば市町村名を出して申しわけないですが、大子

町であるとか小さな学校がふえて、複式学級の学校が幾つもできて、何とかしなければならないというところは急いでいるところがありました。笠間市は、それぞれ学校で、その規模に応じて子どもたちが育っています。そういう自信はございます。

で、これからを見通す必要がある。先ほど人口動態で出生率が600何人ということがありましたが、30人学級だと20数クラスあればそれで間に合ってしまう、それが14校あるというふうに考えていきますと、このところの急激な人口減ということはこれから考える、そういう意味で今になっているということです。

それから、今、私は、西山議員のご質問で、大変私たちは力強い応援を得たというふうに思っております。そういうことを今やっている教育長といろいろ話をするところがあるんですが、どうしても地域としては、学校は何とかしてほしいということで総論賛成、各論反対。

例えばどういうことかといいますと、子どもたちは大勢で育てたい、でもうちの学校は残してねというのが多いというふうに聞いております。これは住民の感情、そこに住んでいる人たち、それから学校を心のふるさととしている人たちにとっては当然のことだと思っています。

ただ、議員がおっしゃるように、子どもたちにそういうとりではありません。ですから、地域のご理解をこれからもきっと得ていかなければならない。そういう意味では、きょうのこの議会での議員さんのお話を私たちは力として、ぜひ皆様にもご協力をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 西山議員の再々質問にお答えをいたします。

やらないのかできないのかというご質問でございますが、先ほども申しましたように、岩間地区におきましては、岩間駅周辺整備を最優先課題として事業展開をしております。限られた財源の中で、この岩間駅周辺整備を重点的に整備をして、早期の効果の発現を求めているところでございます。したがって、現在、岩間駅周辺整備の方を最優先で行っているところでございます。

やらないということではなくて、現在、岩間駅周辺整備を重点的に行っておりますので、できないということでございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君の質問を終わりにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分に再開いたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番鈴木裕士君、9番西山 猛君、17番町田征久君は所用のため退席いたしました。

次に、20番杉山一秀君の発言を許可いたします。

20番（杉山一秀君） 笠間市議会議員5期、約20年、無所属の杉山一秀でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、笠間市民の健康体操についてお尋ねをいたします。

私は、今から10年前、茨城県主催の野球大会のときに倒れ、その後、病気というものは自分でつくるものだど認識し、毎朝自分の編み出した体操を15分ぐらい行っております。おかげさまで、毎日を健康で過ごさせていただいております。

しかし、市民の中には、何か基準がないと毎日続けていくことができない人が非常に多いのです。だれもが簡単にできて、実行できれば、自分の健康は守れるし、また年々上がっていく医療費の節約にもなるのではないのでしょうか。

そこで、笠間市の独自の健康体操を編み出してみたらと思います。だれだって、健康で楽しく過ごしたいと思う人はたくさんおります。いろいろな運動、つまりラジオ体操やその他いろいろな運動の仕方がありますが、笠間市民のだれもが同じ方法で毎日実行できれば、本当に楽しいと思います。それには、笠間市独自の健康体操をつくり、徹底した指導により、だれもが同じように健康になれるようにしたらと思います。笠間市の発案した健康体操こそが一番の早道ではないか、日常生活の基本ではないのでしょうか。ぜひ笠間市独自の健康体操をつくっていただきたいと思いますが、この件について今どのように考えているか、お伺いをいたします。

次に、市道1283号線拡幅工事について、場所は池野辺でございます。この道路は、申請者全員が署名捺印をし、さらにこの道路にかかる部分の土地を無償で提供すると寄進をし、区長さんを通して申請をいたしました。市道を広げるときには、つぶれる面積に応じて買い上げをすることになっており、そのように実施されております。

笠間市道がたくさんある現在、この道路は、先の市道に出抜けることはできない道路であり、地域の住民も大変困っております。先日、自動車で通過しようとしたのですが、とうとう通過することができず、動けなくなり、大騒ぎになりました。住宅地図には、立派な道路のように書いてあります。この地域は山林に近いこともあって、イノシシが出没し、道路にミミズでもいるかのようによく掘り起こしておりますので、さらに悪い道路になってしまいます。また、道路のそばに水路があり、雨のたびにだんだん道路が陥没していき、大変危険になっております。人間が歩いて通るのが精いっぱいなのです。

担当者に、いつできるかと尋ねたところ、順番が来ないのでそのうちと言われました。幾ら順番制とはいえ、このような危険箇所は一日も早く対処しなければ、「笠間市に住んでよかった」ということにならないと思います。

地元住民の皆様も、一日も早い実施を願っておりますが、いつごろお始めになるのか、

その見通しについてお尋ねをいたします。

次に、ごみ焼却場エコフロンティアかさまの操業期間についてお尋ねをいたします。

どこへ行ってもごみはたくさん出ます。笠間市やそのほかの地域も同様であります。しかし、自分の住んでいる地域にごみ焼却場をつくることは大反対であります。イメージが悪くなり、その周辺の土地の値段も下がり、品物など出荷した場合には高い値段で売れなくなります。それだから、住んでいる人は大反対するのです。しかし、どんなに反対してもどこかにはつくらなければなりません。

このたび、エコフロンティアかさまでも、裁判の結果、現在地にやっと認定されたと新聞などの報道で知らされました。これを喜んでいいのか、悲しんでいいのかは別にして、これから動植物の安全性は守っていただきたいと思います。

住民の人によりますと、ごみが思うように集まらず、契約期間よりもずっと延長しなければ、契約期間はたしか15年と聞いておりますが、笠間市の契約はどうなっているのでしょうか。何年から何年になっているのでしょうか。そして、さらに延長となるといつまでになるのでしょうか。今の笠間市の契約や、その他知っている限りのことをお尋ねをいたします。

以上、3点についてお尋ねしましたので、詳しくご説明をお願いいたします。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

市民のだれもが同じ方法で簡単にできる健康体操を笠間市独自にというご質問ですが、健康づくりの一環としての運動や体操、これらを行うことは非常に重要なことであり、議員のご指摘のとおり、結果的には医療費の軽減につながるものと認識しております。

しかし、市民一人一人が体操を行うには、目的、年齢によりその内容は少しずつ変わってきます。現在、笠間市においては、各年齢階層や目的に応じて行っている運動として、シルバーリハビリ体操、スクエアステップ教室、各種公民館講座、エアロビクス、フラダンス、水泳などの教室を開催して、健康づくりを推進しております。

また、保健センターでは、生活習慣病の予防を目的として健康教室を実施しており、その予防には食事と運動が大変重要であるため、栄養指導とともに多種目の運動が体験できる健康体操を行い、生活習慣改善や運動習慣の定着を促すことに努めております。

この健康体操や各種講座を修了した受講生が、自主的にサークルをつくり、地域において自主的な活動も行っております。これらの例から、市民が目的に合った健康づくりの運動や体操を見つけられる各種運動教室等を周知していくことで、市民の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

このため、繰り返しになりますけれども、目的や年齢により体操の内容が変わってきます。市民だれもが同じ方法で簡単にできるということを前提とした健康体操をつくるとい

うことは、そういう理由から、現在は考えておりません。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 20番杉山議員のご質問にお答えをいたします。

市道（笠）1283号線でございますが、昨年2月に地元区長より道路改良の要望書が提出されております。要望路線の近隣の方は、この道路の幅員が2メートル未満と狭いため、自動車の通行が困難なことから、日常の生活道路としてはほとんど利用されず、ほかの整備された道路を生活道路として利用されている状況でございます。このような、既に代替道路があることから、本要望路線においては整備の優先度も低く、これまで事業着手に至らなかったものでございます。

また、今後の見通しについてでございますが、生活道路の要望が多数ございますので、これら要望箇所の優先度を考慮しますと、現在のところ事業実施については難しいものと考えております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 20番杉山議員のご質問にお答えをいたします。

エコフロンティアかさまと笠間市の契約についてのお尋ねでございますが、財団法人茨城県環境保全事業団との一般廃棄物処理委託業務契約は、単年度契約で、毎年契約を結び、委託契約を継続しております。

施設の使用期間につきましては、地元提示しているエコフロンティアかさま設置に伴う地域振興並びに環境保全等に関する協定の中で、廃棄物の処理期間については、埋め立てについては施設が開業した日から10年、中間処理については同15年とする。ただし、最終処分場の埋め立て容量になお余裕があると見込まれるときは、茨城県環境保全事業団、笠間市及び地元の方々が協議の上、対応策を講ずるものとする、となっております。

エコフロンティアかさまは、平成17年8月1日より操業が開始され、5年が経過をいたしました。ごみの搬入量が当初の予定より少なく、処理期間の延長ということでございますが、地元の皆さんと相談しながら合意形成を図っていくことが大切であると考えております。

現在、地元、県、事業団及び市の4者による協定の締結に向け、処理期間の延長を含め、事業団と地元対策協議会との協議が進められております。

市といたしましても、地元の意向優先との考えに立って対応をまいります。

議長（市村博之君） 18番大関久義君が所用のため退席いたしました。

杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） いろいろな方々のお答えをいただきました。

まず、最初に、健康体操については、いろいろある、人によってやらない人もいる、や

る人もいるなどということで、笠間市独特ではやらないということですが、何とかつくっていただきたいというのが私の願いでございますが、やっぱり楽しくなるような運動がいいのではないかと考えております。みんなが同じように体を動かすことによって、非常に元気になったり、それから保険税なんかも支払いが少なくなったりというふうになると思います。もう一度お尋ねをしますけれども、何とかそういうことも視野に入れて考えていただきたいと思いますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、2番目に、道路の問題でございますが、ほかを回ってしまうという話がありました。今の道路はやる気がない。それでは何も、申請をした時点でそう言ったらいいじゃないですか。みんな土地を提供しますと、無料で提供しますというのに、全然やる気がない。これでは地元の人が参っちゃうね。大体そういう考え方がおかしいと思うんです。やっぱり一生懸命やりますということがあれば、土地を無償で提供しますからぜひやってくださいと言っているのに、市の方では全然やりません。それでは全然話が違うじゃないですか。土地を提供しないというなら別ですが、土地を提供しますということで申告をしておりますから、そういうのは大歓迎ですと言っておきながら、やれませんかというのは一体何かなと思うんです。

もう一度、やらないという返事ではなくて、もう少し変わるというようなお返事に変えていただきたい。でないと、がっかりしてみんな困ってしまうと思います。やりませんというのではなくて、もう少し待ってほしいというようなご答弁をお願いいたします。

それから、三つ目に、エコフロンティアかさまでございますが、地元の人に相談をして延長をするというようなことは初めて聞いたわけですが、何だかごみが集まりにくくで困っちゃったというふうに言われているんです。そうしますと、ごみが集まらないと永久的に継続、継続でいくのでしょうかね。そういうことが知りたいわけです。何年までという契約がないとすれば、ごみが集まらなければ何年でもやっている、30年も40年もやっている、そういうふうに聞こえてしょうがないんです。

その点について、ごみがあってもなくてもこのぐらいのところにしたいなということがあれば、あればじゃなくて、あってほしいので、そういうお返事をいただきたいと思いません。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、杉山議員の再度のご質問にお答えいたします。

何とかならないかということをお願いするということでございますけれども、まず、質問の中にありますように、何か基準がないとできない人が多いので基準的なものというのが、一つ大きな目的なのかなと思います。そういう意味では、議員の最初の質問にありましたように、ラジオ体操などというのは一つの大きな基準になるのかなと思っております。

それ以上の専門的な体操、リハビリを含めたような体操という意味では、我々保健セン

ターだったり、各種教室の中でさまざまな教室を開いて指導しているということでありますので、もしそういった方がおりましたら、そういった方にそういうものを紹介していただければよろしいのかなと思っております。

それから、楽しく皆が同じようにという意味では、確かに市民全員が共通のものをできるという意味では、理解できますし、まさにラジオ体操なども一つの方法かなと思います。

さらに、そういったものを独自につくるということに関しましては、行政側でつくるとするのは非常に難しいというか、そういうふうを考えております。

例えば朝のNHKのテレビドラマで「てっぱん」というものをやっています。この中でオープニングで、葉加瀬太郎のバイオリンのバックで尾道の方が踊ったりしている、踊りというのか体操かわかりませんが、ああいうところでイメージするところでありませけれども、ああいったものを行政側がつくって、さあどうぞというものではなくて、民間だったり市民団体、皆さんが、こういったものをつくりました、みんなで一緒にやりましょうよというのが本来の姿なのかなと考えております。

したがいまして、残念ながら、お願いという気持ちは受けとめますけれど、現段階ではちょっと考えられないかなと思っています。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えをいたします。

土木事業に関する区長からの要望等でございますが、現在、生活道路の改良の要望状況については、今年度当初42件ございました。これら整備に要する概算事業費が約10億円という試算でございます。これらの要望箇所については、限られた財源の中で整備していることから、緊急性、必要性、効率性など総合的に判断をして優先度を考慮し、順次事業に着手しているところでございます。

したがいまして、市道1283号線でございますが、これらについては、実施までには相当時間がかかるものと思われま。何とぞご理解いただけるようお願いいたします。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

エコフロンティアかさま、これはいつまでなのか、はっきりした年限ということでございますが、その前に、ごみが入らないというようなお話がございました。確かに経済が低迷しているというような状況にありまして、ごみの搬入量がなかなか伸びないという状況はあるように聞いております。そういう中で、ごみの搬入量をふやすために、事業団としましては鋭意努力をしておりますということでございます。

それから、いつまでという部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、事業団、それから地元対策協議会が、その処理期間の延長も含めまして、4者協定について現在話し合っているということでございます。

議長（市村博之君） 杉山一秀君。

20番(杉山一秀君) まず、最初に、笠間市の指導、そういうことが非常に大事でございまして、ラジオ体操がいいんじゃないかと言われましたが、笠間市で指導ができるような体操、そういうのを作り上げていたらどうかと思うんです。勝手に自分に合ったようにやれということになりますと、非常に皆さんが戸惑いを見せるということから、やっぱり笠間市で指導ができるような体操、運動といいますが、そういうことを実施したらどうかということでございますので、もう一度、笠間市で指導できるのはこういうことであるということで説明をお願いいたします。

それから、道路でございますが、道路はやらないということではないようですが、時間がかかるということです。非常によかったなと思います。全然やらないと言われたら本当に困ってしまう。時間がかかるのは、これは仕方がないですから、少し待ちますが、何遍も質問をさせてもらいます。やらなければ、やるまで質問はさせていただきます。どうしても必要であるから、区長さんをお願いをして申請をしたわけでございますが、土地はあくまでも無償でございますから、ぜひともお願いしたいなと。そういうことで、もう一度、それならばということでご説明をいただきたいと思います。

それから、エコフロンティアかさまでございますが、4者協議の末ということになりますが、笠間市では、いつまでに終わりたいということはないんでしょうかね。みんながオーケーと言ったら、いつまでもやっているんですか。何十年でもやっているんですかね。地元の人には早く終わってほしいと思っているんですけど、いつまでもやっているということについて、もう一度、4者協定のことでなくて、笠間市独自性として、いつまでと大体考えているのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(市村博之君) 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長(菅井 信君) 再々度の杉山議員のご質問にお答えいたします。

笠間市の方で指導をしっかりしてはという趣旨だろうと思いますので、ラジオ体操、そのほかの健康教室を通じまして、住民に対して、健康目的としてそういった指導はしっかりとしていきたいと考えております。

議長(市村博之君) 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長(仲田幹雄君) 杉山議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、優先度を考慮すると時間がかかってしまうということで考えられます。もう少し事業実施まで待っていただきたいと考えております。

議長(市村博之君) 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長(打越正男君) ご質問にお答えいたします。

先ほどと同じような答弁になってしまいますが、今、地元、それから地元の対策協議会、事業団の中で、処理期間、その延長も含めていろいろと協議をしているということでございますので、私どもの市としましては、地元の意向、それを優先させるというふうな考え方がございますので、よろしくをお願いしたいと思います。



議長（市村博之君） 杉山一秀君の質問を終わります。

次に、16番横倉さん君の発言を許可いたします。

16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、児童館の建設について伺います。

子どもは、次世代を担う社会の宝です。子どもたちが健やかに成長できる環境の整備は、国と地方行政が未来社会の建設のために真摯に取り組むことが求められている社会的課題です。市は、笠間市次世代育成支援行動計画に基づいて、子育て支援センターの機能を含めた児童館の整備を重点事業として取り組むことを決めています。

質問の第1としまして、児童館の規模と機能について伺います。

児童館の規模と機能については、子育て支援の専門家、子育て相談、応援ができる体制、食事や栄養についての指導体制、子どもたちが遊ぶ、交流できる広場、情操を豊かにできる図書室などの確保が必要となりますが、必要な機能と規模はどのようになっているのか、児童館の建設計画の進捗について伺います。

2点目として、建設場所について伺います。

建設場所については、都市公園として利用されている畜産試験場跡地の一部に併設すれば、必要な子どもたちの遊び場の確保にもつながり、児童館として機能が強化され、適していると考えます。また、岩間地区、笠間地区の人たちが利用しやすい交通の要衝にもなっているので、将来にわたって子ども支援センターとしての利用価値も高いので、畜産試験場跡地へ児童館を建設すべきではないでしょうか、見解を伺います。

3点として、障害児の支援について伺います。

早いうちから必要な訓練をすることが、機能の発達と障害の改善に役立つと言われていきます。児童館に障害者支援の専門家を置き、障害児に適切な指導を行うことができる機能を持って子育て支援を行うことは、児童館の目的でもあります。児童の中には健常者と障害者が含まれるもので、健常者だけを対象にした子育て支援は片手落ちです。障害者の支援は避けて通れません。また、公平の原則からも行政が取り組むべき仕事です。見解を伺います。

第2点目として、介護保険について伺います。

介護保険制度は、過酷な介護から家族を解放し、社会が老いを支え、自分らしく生きることを国民に保障する制度として導入され、10年が経過しました。しかし、国民が手に入れた介護保険の現実には、施設入所待機者の数42万人を数えています。厳しい介護認定で、介護サービスを希望しながら受けられない高齢者は数え切れないほど多く、介護殺人、心中など400件、高齢者虐待は1万5,000件、家族が介護のために仕事をやめた人が1年間に14万4,800人に上ると言われています。また、介護労働者の離職も高く20%を超えています。制度発足から三度の見直しがありましたが、そのたびに費用負担がふえ、サービス利

用が抑制され、事業所が受け取る介護報酬も下がるなど、介護を支える社会保障制度として機能しているとは言えません。保険料や利用料、一部負担が高齢者世帯を圧迫しています。

高齢者の現状は、月収10万円未満の人が40%、特に女性では過半数を占めています。国民年金だけの人が20%です。国民年金の平均受給額は5万円以下です。急速に進行する高齢化の中で、高齢者の社会的孤立が深刻化しています。介護保険が真の社会保障、社会保険制度になるような見通しと施設の整備、介護労働者の労働条件の改善が緊急に求められています。

そこで伺います。

笠間市の介護保険の現状と問題点について、6項目伺います。

第1点は、介護認定者と利用者数、第2点は、利用限度額に対する利用者の実績、第3点として、笠間市の高齢者の増加予測はどのようになっているのか、第4点が、特養施設への入所待機者の現状、5点目として、特養施設の増床計画はどうなっているのか、6点目として、ショートステイの利用状況と緊急の申し込みによる受け入れ体制はどのようになっているのか。

さらに、現在の介護認定審査で必要な介護サービスが希望どおり受けられる状況になっているのか、伺います。

また、地域包括支援センターで、市民の相談件数と介護支援件数の割合はどうなっているのか。また、市の窓口や地域包括支援センターに来られないお年寄りの対策はどう講じているのか。

最後に、介護保険制度の見直しが行われるたびに、介護従事者の待遇改善が求められてきましたが、実態は、平成15年では2.3%、平成18年の改定では2.4%も下げられました。平成21年にやっと3%の引き上げをしましたが、介護従事者の待遇改善が実際は進んでいないのではないのでしょうか。現状をどう把握しているのか伺います。

第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開します。

午前 11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番飯田正憲君、11番畑岡進君、20番杉山一秀君が所用のため退席いたしました。

福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 横倉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、児童館建設計画の進捗状況についてでございますが、本年7月から、児童の保護者代表など10名で構成した建設検討委員会を設置し、児童館として必要な機能や規模などについて検討してきました。その検討結果を受けまして、児童が自由に遊んだりする遊戯室を初め、児童、親子が交流や情報交換のできる幼児室を兼ねた集会室、図書室、創作活動室など機能を確保し、延べ床面積500平方メートル程度の児童館を建設する計画といたしました。建設に必要な敷地面積は2,500平方メートル程度とし、今定例会に設計費を補正計上しております。

次に、畜産試験場跡地に児童館を併設することについてでございますが、畜産試験場跡地の利用につきましては、排水路整備を初め、県と調整に時間を要する課題等がありますので、児童館の用地としては適切ではないと考えております。

次に、児童館に障害児支援機能を含めてはどうかというご質問でございますが、障害児への対応につきましては、障害者自立支援法で定めるサービスの中で行うべきものと考えております。

現在、福祉サービス事業所において機能訓練や生活訓練が実施されております。さらに、市独自でも、障害児親子を対象とする相談指導や養育支援を実施しておりますので、児童館の中に障害児支援の機能を含めることは考えておりません。

続きまして、介護保険についてでございます。

初めに、要介護、要支援認定者につきましては、本年7月末現在2,577人で、サービス利用者実人数につきましては2,153人でございます。

次に、在宅サービス利用者の利用限度額に対する実績につきましては、本年7月末現在で、限度額に對しまして8割以上の利用者が221名、全体の16%、4割から8割の利用者が684名、全体の49.4%、2割から4割の利用者が270名、19.5%、2割未満の利用者が209名、15.1%となっております。

次に、高齢者数につきましては、平成20年度の第4期計画策定時に、平成23年に1万8,773人、平成24年に1万9,132人、平成25年度には1万9,822人、平成26年度には2万391人と推計しております。

次に、市内の特別養護老人ホームの待機者についてでございます。既に老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホームなどの介護サービス事業所に入所している方を除きますと、平成22年3月31日現在で64人でございます。そのうち、特に施設サービスが必要とされる要介護4、5の方は30名となっております。

次に、特別養護老人ホームの増床計画につきましては、本市の第4次介護保険計画で60床の増床を計画しておりますが、本年20床の増床の整備中でありまして、残り40床につきましては、増床要望等につきましては現在のところございません。

次に、ショートステイの利用状況につきましては、特別養護老人ホームのショートステイが市全体で56床ありまして、直近3カ月の利用率が78%から88%となっております。ま

た、老人保健施設は、空床利用型となっており、市全体の利用人数は、直近3カ月で見ますと、月104人から143人の利用となっております。

緊急の申し込みによる受け入れ体制につきましては、どの施設も高い利用状況になっておりますが、若干の空きがございますので、ケアマネジャーが施設と調整して利用している現状となっております。

次に、必要なサービスを希望どおり受けられるのかについてでございますが、要介護認定者は全国統一の基準で実施しているものであり、介護度に応じて本人が希望する必要なサービスを利用いただいております。また、利用状況が変わった方につきましては、区分変更申請ができますので、申請することにより、申請日から変更後の介護度によりサービスの利用ができることとなっております。

次に、包括支援センターの相談件数及び来られない方への対応についてでございますが、包括支援センターでの利用件数は、平成21年度1,182件で、その内訳としましては、電話相談が31%、窓口来庁者が29%、訪問相談が40%であります。介護予防支援計画につきましては、5,039件でございます。本年9月現在のサービス利用者は、要支援認定者572人の73%を超えております。また、本人や家族、民生委員さんなどから相談があり、包括支援センターの窓口に来られない方につきましては、3地区の支援センターから出向いて、高齢者の状況を確認したり、関係機関と連携したりしまして、個別に対応しております。

次に、介護従事者の待遇改善についてでございます。

介護従事者の待遇改善につきましては、国が介護職員処遇改善等臨時特例交付金を都道府県に交付し、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対しまして、平成21年10月のサービス分から助成しております。

このことが介護従事者の処遇改善に結びついているのかにつきましては、事業者の経営努力によりますが、平成21年、22年度の調査では、1事業者を除き交付金を活用しております。さらに、21年度に調査したアンケートでも、市内24業者のうち16業者につきましては、一時金、もしくは月額報酬アップを行っているとの回答がありましたので、処遇改善が図られているものと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 児童館の建設場所についてですが、排水とかそういう問題もあって時間もかかるということですが、畜産試験場跡地の検討、県との相談をしたのかどうか伺います。

こういう児童館をつくるに当たっては、本当に皆さんが利用できる、子どもたちが本当に利用できるというか、一番便利で多くの児童が使いやすいところがいいのではないかと。そういう点では、学校も近かったり、笠間からも岩間からも、そして中心点ですし、広い公園がわきにあるわけですから、リトルなんかそばで練習なんかもしていますし、そう

いうことを考えたら、早急に県と交渉して、借地としてもスタートし、将来買い上げることを前提として契約して、そこにつくってはどうかということで再度見解を伺います。

それから、障害児の問題ですが、自立支援法のもとでそちらで支援をするということもありますけれども、やはり児童館ですので、障害を持っているお母さんからすれば、そういうところへ一緒に集える、健常者と一緒に集えるようなところを使いたい、そういう要望がありますので、やはり障害を持っている方でも気軽に児童館を利用できる、特別なところばかりではなくて、そういうところに健常者と障害を持っている方も一緒に集えるというのが要望なんです。

そういう点では、やはり何らかの方法で児童館の中に障害者を受け入れるような、そういう人たちも気軽に来られるような設備にしていだきたいなと思ひまして、そういう点で、再度、この建設検討委員会の中に入れてもらえないか、その点再度お伺いします。

また、介護保険についてです。導入されてから10年がたちます。社会的に介護は大変なので、家族介護から社会で支える介護ということのできたわけですが、この介護保険がいろいろの問題を含みながら見切り発車ということの中でやった中で、保険料が見直すたびに高くなる。高齢者がどんどんふえる、高齢化が進む中で保険料が高くなり、そして利用が進めば介護保険にはね返ってくる、そういう仕組みですので、サービスを抑制するというのが制度の見直しのたびに行われてきた。

そういう点では、まず一つ、市長にお願いしたいのは、国が今まで介護保険サービスができる前は、介護に係る費用の半分は国が負担していた。介護保険になりましたら、これが4分の1に減っています。そういう点では、利用がふえれば即介護保険料にはね上がってくる。そういうことで、どんどん見直しがされてきたという経過があります。そういう点から、国に市として、この介護費用を、介護保険が始まる前の国庫負担2分の1までふやすようにぜひ要請してもらいたい、その要請する考えがあるか。

それと、介護保険は、お金がなかろうが、減額はあったとしても、課税されているわけですね。そういう点では、介護保険は、能力に応じて負担、そして必要な人は必要に応じて介護が受けられる制度に改めなければ、これは社会保障、社会保険としての機能がないのではないかと思います。

そういう点で、この介護保険料、来年に検討して、再来年また改正があるわけですから、これから国の方でも介護保険制度のいろいろなものを出してくると思います。そういう点では、応能負担をきちっと原則に改めるべきではないか。そういう点で、市長にぜひ国に要請することを求めます。

それから、今、介護従事者の劣悪な待遇、その仕事に対して賃金が合っていない。そして、なかなか離職者が多くて、先ほど改定があったときに介護報酬2.3%、「介護報酬」が抜けましたけど、さっき言ったのは介護報酬が2.3%、2.4%と言って、4.7%下げられたんですよね。21年では3%上げましたけれども、これはもともと低い賃金なんです。労働

からしたら大変なおむつの交換から何から、介護労働者にしたら本当に大変で、福祉の気持ちを持って働きに出ても、余りにも劣悪な労働条件でやめてしまう。そういう状況で、いろいろな問題が起きているということなので、やはり国として、保険料に連動しないような介護保険の報酬というか、労働者の報酬、月額でやる。今は、やっただけに対しての報酬、出来高払いみたいな報酬になっていますので、それを月額にすべきではないかということで、そういう形でぜひ提言をしていただきたいということで、市長の見解を伺います。

それから、今、待機者が64名ということで、4と5の人が30名ですか、待っているわけですね。高齢化が1.4倍ぐらいにどんどんふえていく中では、焼け石に水というか、介護保険を納めていながら実際受たい人が受けられない、これは保険という名に値しないと思うんですね。ですから、この問題点は何なのかをどう把握しているのか。

それで、聞くところによると、施設をふやしても、施設増床計画しても、働く人が集まらない、今の労働条件では。働く人が集まらない。そういう状況が大もとにあって、なかなか施設がふやせない。そういう状況を聞いているんですが、その辺の問題点、どう把握しているか。

それと、どんどんふえていく中で、やめざるを得ない。どうしようもなく、収入がなくても働く人がやめる、それも60歳以下の人が相当やめるんですね。その後の介護保険を払うにしても、自分の生活をするにしても、物すごい厳しい状況です。一回やめたら再就職はなかなかできない。

そういう状況がありますので、やはりこの介護、入所を希望する人たちが安心に入れるようなものを、一つは今つくっていただきたい。

それとあわせて、今、ユニット型で個室になっていますよね、設備は。これを多床型、低所得でも入れる。ユニット型ですと、今、居住費、食費は別ですので、相当お金が、10万円ぐらいかかってしまう。とても国民年金なんかでは入れるお金ではないんですね。そういう点では、この施設の増床計画でも、低所得者が安心して入れるような多床型もつくる必要があるのではないかと、その辺もどのように考えているかお伺いします。

2回目の質問、以上で終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 私に対する質問は、介護保険の財源を国へ2分の1負担するように要望したらどうかというご質問だと思います。

介護保険については、23年度見直して、25年度から第5期の計画がスタートする予定になっておりまして、今、国の方ではさまざまな見直しの議論をしているところだと聞いております。

介護保険スタートして10年たちますが、当時からすると、倍以上の利用者が利用されて

おります。利用者がふえれば、当然財源の問題も出てくるわけでございまして、それに合わせて保険料のアップということがいろいろ議論されているわけでございますが、保険料をアップすれば一番簡単なんでしょうけれども、現実的にはなかなかそうはいかない社会的な状況もあるわけでございます。

私としては、財源の問題のみでなく、制度上のいろいろな課題もございます。そういう課題を含めて、私が個人的に笠間の市長として申し上げるというよりも、県とかそういう単位の中で、市長会とか、課題点については国に申し上げながら、よりよい制度づくりに努めていきたいと思っております。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、児童館の関係で、畜産試験場跡地につきまして県と相談したのかということでございますが、畜産試験場跡地の利用につきましては、児童館をとということじゃなくて、全体的な利用について県と相談しているところでございます。

その中では、先ほど答弁で申しましたように、排水の問題とかいろいろな問題がありまして、なかなか決まらないというのが現状でございまして、児童館には向かないのではないかとということで答弁したわけでございます。

また、障害児の児童館の利用につきましては、もちろん児童館を建設するに当たりましては、スロープをつくったりして段差を解消するなど、障害を持った児童の利用についても配慮して建設していきたいと考えております。

続きまして、介護保険の方でございますが、介護保険、特別養護老人ホームの利用ができないのではないかということでございますが、確かに今年度20床の増床、60床の計画をしましたが、20床の増床だけでございます。しかし、近隣市町村においては220床分の整備をしておりますので、そちらを利用することもできます。市としても、そういう利用者については積極的に募集、相談に応じていきたいと考えております。

また、多床型でございますが、現在は多床型もつくれるようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 2番飯田正憲君、7番鈴木裕士君、17番町田征久君、18番大関久義君が着席いたしました。

横倉きん君。

16番（横倉きん君） 利用料の限度額に対する利用率ということで、8割以上が16%とか、4割から8割が49%ということをお伺いしました。その中で、4割以下の方が34.6%です。そういった場合に、やめざるを得ないという中には、やはりこういう介護認定、一つは、所得に対して、使いたくても1万円程度しかどうしても使えない、そういう経済的な理由があって使えない人が聞かれます。今、介護保険料、利用料、市として減

免制度の拡充がどうしても必要ではないかと思えます。

先ほども市長の方に、市長会とかなんかを通してということでしたけれども、そういう点では応能負担になっていませんので、保険料はいや応なしに天引きです、ほとんど。1万5,000円以上の人は。ですから、保険料は90何%ですよ、収納率。いや応なしに保険料は取られますけれども、2カ月で6万3,000円ぐらいの人は、実質年金2カ月で4万8,000円とか、後期高齢とか介護保険引かれるとそういう状態です。そうすると、本当は使いたいけども、家族に迷惑がかかるので、おふるも訪問介護とかなんかでなかなか我慢して受けられない、そういう状況も出ているので、やはり何としても市独自として保険料、利用料の減免をこれからしていくべきではないか。今やっている部分、もっと拡充すべきではないか。その点、1点お伺いします。

それから、認定なんですけど、これ改定たびに下げられるというのが介護保険ですから、皆さん保険料取られていますから、利用したいというのは当たり前だと思うんです。それと、高齢化が進んでいますから、当然利用がふえて保険料も上がるということになっていますけれども、もともとは国が出さなくしちゃったというか、そこが大きな介護保険の社会保障、社会保険としての責任を放棄したんですよ、国が。ですから、そこを取り戻す。これ持続可能じゃなくなってしまうのではないかと、今のままやっていったら。保険料は取られるけど、利用者がちゃんとした利用ができない。

それは、結局、認定をどんどん厳しくしているんです。要介護1の人が、今度要支援を設けましたから、要支援の1、2ということで下げられる。家事援助をしてくれれば自立できるのに、それができないと介護者にとっては大変。要介護1から下げられたら介護タクシーも使えないとか、施設には入れないとか、下がると介護施設に入れなくなってしまうね。

そういう点では、立って本当に短い時間、前は10分とか何かでしたけれども、1分刻みで、立てるか、立たないかとか。そうやると、生活ができるということではなくて、実際介護が必要で、一部分だけ見てということなんです。もう一度見直しといっても、なかなかそこを変えられないというのが実際出ているんですね。

私も、実際介護が下げられて、申請をもう1回直したらいかがですかと言ったら、結局状況は同じなので介護度は上げてもらえなかったというのが出ていますので、そういう点では、その人の生活の環境の状況とか家族の状況、経済状況など、生活環境全体をもう少し考慮されて、必要な介護が受けられるように認定すべきではないか。

今、受ける人がどんどんふえるから、どんどん使えなくなる、介護は使えない、使わせないという方向が強められているんじゃないかということで、やはり認定は必要な介護が受けられるように、総合的な、介護を受ける人の生活全体をもう少し見て、認定をされるような改善が必要ではないか。それと、減免制度を取り入れてはどうかということで見解を伺います。



議長（市村博之君） 9番西山 猛君が着席いたしました。

福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護サービス利用者への補助についてでございますが、利用料につきましては、所得に応じて上限が設けられております。また、低所得者の方には、議員も申されたように市独自として在宅サービスを2分の1の負担で、月4回ではございますが、利用できるような制度も現在設けております。そういうことで、低所得者のサービスにつきましても今後続けていきますので、そちらを利用していただきたいと考えております。

また、審査会で要介護度が下げられるということでございますが、要介護度につきましては、調査員が本人を調査しまして、国の基準に基づいて介護度を算定しております。また、審査会では、その表ばかりじゃなく、医師の意見書等も参考にして、その方に合った介護度を決定していることでありまして、決して下げている、利用ができなくなるということじゃなくて、その症状に合った介護度を決定しているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（市村博之君） 横倉きん君の質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。先に通告しました3点について一般質問します。1、サッカー場の建設について、2、市すぐ対応課の設置を、3、学童保育を全児童対象に拡大して。

1点目のサッカー場の建設でございますが、今、笠間市では、サッカー専用グラウンドは天然芝、笠間運動公園にあります。現在、芝養生のために使用できません。理由をお聞かせください。

また、現在、B & GのC面のグラウンドでは、毎週日曜日、少年スポーツサッカーのチームが6チームから多いときは15チームが集まり、大会が行われています。C面に天然芝のサッカー場をつくってくださいと、多くの父兄より要望があります。市の答弁をお願いします。

2点目、市すぐ対応課の設置を。常陸大宮市で、すぐ対応課の活動が10月19日茨城新聞の報道がありましたが、笠間市でも実施する方向で考えてみてはどうか、お尋ねします。

3番目、学童保育を全児童対象に。共働き家庭などの児童を放課後に予定する預かる学童保育の対象を、6年生まで広げるように保護者からの要望があると思います。県内では、学童保育を6年生まで拡大している市町村は、龍ヶ崎市や取手市など5市、14市では制限などを設けて実施しております。

以上、お尋ねします。まことに私の質問は簡単でございます。やるか、できないかの二つでございます。できるという答えをいただければ、再答弁はいたしません。よろしく答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

岩間海洋センターのグラウンドの利用形態でございますが、A面及びB面は主に軟式野球場として利用され、C面は、軟式野球場とサッカー場を共有しており、主にサッカースポーツ少年団を中心に利用されています。本年度、岩間海洋センターB面に、多目的に利用できる天然芝を整備し、地域の皆様に開放したところでございます。現在は、主にグラウンドゴルフに利用されております。

天然芝でサッカー競技を行う場合、芝生の損傷が大きいことから、良好な芝を維持していくため、どうしても一日の試合数を制限するなどの措置を行う必要が生じます。また、芝生維持のため、小まめに除草や散水も必要になります。ご質問にございましたが、市の総合公園のサッカー専用グラウンドにつきましても、試合のみの利用など制限をしてみました。それによっても芝生の損傷が多く、今回全面的な修繕を行い、今年4月から来年3月まで1年間かけて現在養生しているところでございます。

芝生整備は、整備後の維持管理を含め、試合数や練習の制限をするなど利用回数が極端に減少になります。このような状況から、現在のサッカーコートを天然芝にすることは考えておりません。既存の多目的広場を有効に活用願いたいと思います。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、町田議員のご質問のすぐ対応課の設置についてお答えを申し上げたいと思います。

常陸大宮市のすぐ対応課でございますが、これは、相談窓口を一本化し、緊急処理の対応、それから関係機関との調整を担当業務といたしているわけでございます。また、市で対応すべき範囲を限定しており、個人的な相談等の解決する、何でもやる課とは異なるものであるようでございます。

本市では、市民の皆様が直接担当課に行かれ、陳情、苦情、要望されているもの以外につきましても、秘書課におきまして一括して受け付けを行い、関係部課、それらの機関等への連絡、それから照会を行うとともに、その後の進行管理を行いまして、対応状況を連絡するなど、迅速に対応いたしているところでございます。

また、市政懇談会、それから区長との懇談会、さらには各種団体等からのご意見、市民のご意見箱、それから手紙、電子メールなどを含めまして、多くの皆様方からの陳情、苦情、要望等をお聞きする機会を設けているわけでございます。

このように、市では、市民の皆様からの相談、苦情、要望があった場合には、現地確認、対応を迅速に行っているということでございまして、常陸大宮のような、すぐ対応する課等の組織を設置する必要はないと考えているわけでございます。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの設置状況は、来年4月に東小学校に開設する準備を進めており、市内全部の小学校に設置できることとなります。

議員ご質問の対象学年を6年生まで広げてはとのことですが、市では、小学校3年生までの児童を対象としておりますが、箱田小、稲田小、佐城小、南小、大原小、宍戸小、北川根小、岩間第一小、岩間第二小、岩間第三小など、定員に満たない放課後児童クラブにつきましては、高学年の児童も要望に基づいてお預かりしております。しかし、笠間小、友部小、友部第二小の小学校3年生までで定員がいっぱいの放課後児童クラブでは、高学年の児童をお預かりできない状況でございます。

また、アンケート調査の中で、塾やクラブ活動があるのか、高学年の児童預かりについては、それほど高い要望ではありません。放課後児童クラブは、おおむね10歳までの児童を預かるというのが本来の趣旨でございますが、今後も状況把握に努めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 私が言ったとおり、1点目のサッカー場についてはやらない、2点目のすぐ対応課の設置は必要ない、3番目の学童保育を全児童対象にせよというのには必要ない、三つとも簡単にお答えしましたね。

私は、先ほどサッカー場のなぜ芝養生しているのかということをお尋ねしたんですよ。答えてないでしょう。私なりに調べたら、あそこのサッカー場は、調整池、そこに芝を張ったそうですね。調整池に芝を張って暫定的なサッカー場ですよ。うちの息子が、大人で、よく笠間で試合をやります。「おやじ、年じゅう芝があればできない」と。そういうサッカー場があります。これ言っても、やらないと答弁しているんですよ。やらないと。

なぜ私はこう質問するかというと、本当に、教育次長、子どもの心の心理状態を分析したことがあるんですか。雨の降った後、泥んこの中で、ぐちゃぐちゃにグラウンドが、それでもやっています、泥んこで。私は、毎週土日、C面のグラウンドでシニアチームの練習を行っております。余りにひどいときには、私は軽トラで地ならしをします、ぐちゃぐちゃで。

ここに少年スポーツサッカー場をつくれというのは、なぜかというと、岩間でポートピアをつくるときに環境整備協力金という名目で、その内容を申せば、そういう教育施設とか夜間照明、ナイター、岩間はおくれていたものだから、そういうようにつくるという約束というわけじゃないんですが、そのときにきちっと別の特別会計に入れておけばよかったんですが、今ごろ何億円と集まってその中から分散して使えたんでしょうが、この環境整備協力金というのがあるでしょう。その中の一部を使えば、サッカーのグラウンドは

できるんですよ。何もあそこ暗渠なんかしなくたって、一日で水は引いちゃうんですから。

それで、芝の管理が悪いとか何とかと言いますが、芝の管理は、ゴルフ場を見なさいと言うんだよ。この前の張った芝は、野芝というんですよ。1週間もたたないうちに、芝より雑草がもくもくと生えている状態。あれはここでは申し上げませんが、非常に単価の安い芝を使ったということですね。調べたか知らないけど、本当に教育次長、その調整池、答えなかったでしょう。調整池に芝を張ってサッカー場つくっているんですよ。もう1回答弁してください。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 総合運動公園のサッカー場につきましては、そういう機能もあるかと思いますが、天然芝の管理上は特に問題なかったのかなと思っております。

ただ、練習等を制限をした中であっても、利用については試合のみということで制限をしてみいました。それにあっても非常に芝が悪くなって、それに基づいて今回全面的な修繕をかけたということで、今回、B & Gの方の天然芝を張るということで質問がございましたので、いろいろ調べてみました。そういう中では、天然芝というのはかなり管理が必要でございます。

同じように、今現在は、あそこはサッカー少年団が、土日ですか、祭日利用されております。これは練習とかそういうもので使われております。試合のみではございませんので、そういうことを考えますと、スパイクで天然芝を使用するということになると、やはり使用制限をかけなくちゃならないということになります。そういう場合は、現在の利用よりも使い勝手が悪くなるということもございますので、現状のままお使いになった方がよろしいのではないかと考えております。

先ほどの総合運動公園についても、そういう事情で、排水とかそういう管理等についてはやってみましたが、芝の磨耗というか、損傷が激しくなりまして、今回その補修をかけたということでございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 市長に、今度は矛先を向けてお尋ねしますが、実際に私は物心ついてからスポーツで生きてちゃったものですから、まず、あの子どもたちの真剣なまなざしで、サッカーというのは子どもばかりじゃないんですね。父兄も同伴でやっているんです、炊き出しをしいし。教育次長、サッカーのスポーツ少年団の試合見てきましたか、私の一般質問受けてから。それから、こっちの芝の養生というけど、ことしは、何回も言っているけど、調整池に芝張ってサッカー場なんてつくっているところはないですよ。調整池というんでしょう。調整池というのは水を吐くところだから。

市長ひとつ、先ほども言ったとおり、岩間ポートピアから、環境整備協力金というんだよ。一般会計に入れて、環境整備に使いましようというような形でやっていかないと、今後本当に、小美玉はすごいサッカー場建設していますよ。どんどんおくれてしまいます。

市長からいい返事をいただいて、私も終わりますから、お願いします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

サッカーの岩間のB & Gグラウンドの芝化というのは、教育次長がお答えしたとおりでございます。サッカーにかける町田議員の熱い思いというのは重々ご理解できますが、芝化をすることによって利用制限がなされてしまうということを考えると、現在の利用の活用がいいのかなと思っております。

スポーツ施設が、しからばすべて100%充実しているのかということになりますと、スポーツはサッカー以外にも、野球があったりバレーがあったり、いろいろなスポーツがございますが、それらの充実についてはこれからも進めていきたいと考えておるところでございます。

議長（市村博之君） 町田征久君の質問を終わります。

17番（町田征久君） 3回だけど、まだ終わりと言ってないから。

以上をもちまして、私の質問を終わります。だが、再度3月に調査をして再質問いたします。よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 町田征久君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、14時0分に再開します。

午後1時51分休憩

---

午後2時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。議長よりただいま許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、通告1問目の笠間市の自殺防止対策についてであります。

国では、平成18年6月に自殺対策基本法が成立し、翌年には自殺総合対策大綱が閣議決定をされました。

警察庁の発表によりますと、昨年の自殺者総数は3万2,845人で、そのうち約72%が男性でありました。原因として挙げられているのは、健康問題が1万5,867人と一番多く、次に経済、生活問題、そして家庭問題、続いて勤務問題となっております。職業別では、無職が60%、被雇用者、勤め人が27.7%、自営業者家族従事者が9.5%でありました。昨年の交通事故死者が4,914人、過去最悪と言われた昭和45年でも1万6,765人でありますから、自殺で亡くなられる方がいかに多いかということであります。笠間警察署管内でも、

昨年交通事故死者6人に対し、自殺死亡者は36人ですから、笠間市も例外ではありません。

自殺予防総合対策センターでは、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みにより心理的に追い込まれた末の死であるととらえています。まず、さまざまな相談窓口があることを知ってほしい。悩みを抱えて孤立した人を1人でも多く支援につなげることが、自殺を防ぐことにつながると言われております。

そして、自殺対策基本法の第4条には、自殺対策は、国の責務に加えて、地方自治体がそれぞれの地域の状況に応じた施策を策定し、実施する義務があると書かれております。本格的に取り組む自治体もふえております。

そこで、笠間市の現状について伺います。

まず、笠間市における自殺の現状と、それに対する認識について伺います。笠間市での過去5年間の年度別自殺者数と男女の割合、そしてその原因についてどのように把握されているのか、教えてください。

さらに、県の事業で笠間を元気にするネットワークづくりが取り組まれておりますが、その内容とそれに対する市の取り組みについて、また、この事業は2年間ではありますが、事業終了後を展望した市の独自の取り組みは考えられているのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、通告2問目の改正育児・介護休業法と男性の育児休暇取得促進について質問いたします。

ことしの6月30日に、改正育児・介護休業法が施行されました。今回の法改正の内容は、短時間勤務制度の義務化、所定外労働の制限の強化、父母双方が育児休業を行う場合の休業期間の拡大、子の介護休暇の拡充などです。

私は、今回の改正のポイントは二つあると考えております。

一つは、今まで制裁措置は設けられておりませんでした。今回、勧告に従わない事業主の公表制度と、報告義務を果たさない事業主に対する過料、罰金の制度が盛り込まれたことであります。

もう一つは、いわゆるパパ・ママ育休プラス制度と呼ばれておりますが、父親も母親と一緒に取得した際に、育児休業期間の延長が認められたことであります。わずか2カ月じゃないかと言われる方もいらっしゃいますが、今まで父母双方とも育児休業取得してもほとんどメリットはありませんでしたから、私は、育児休業を社会全体に定着させる意味で大きな一歩ではなかったかと思っております。

そして、自治体としても、同改正法がより実効性を伴うものとなるような環境整備を地域の側から進めていかなければなりません。そのためには、まず市役所がよいモデルとなるべきではないでしょうか。

そこで、質問であります。改正育児・介護休業法を市としてはどうとらえ、変更にな

った点についてどのように市民に広報されているのか、1点目に伺います。

また、男性の育児参加が可能な企業では、日常的に育児に参加している男性は、これまでの仕事のやり方を見直し、計画的、効率的な働き方になり、結果的によい影響を職場に与えているという報告もあります。

そこで、笠間市としては、民間企業の誘導に関してはどのように進められているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、地方公務員の場合は、既に法律条例に基づいて3歳まで育児休業をとれることになっておりますので、今回の改正による大きな影響はないと思えますが、笠間市の特定事業主行動計画に書かれております、平成22年度までの育児休業取得率の目標の達成状況はどのようになっているのかお教えてください。

最後に、通告3問目の質問です。

政府は、子宮頸がんや乳幼児の細菌性髄膜炎の原因となるHibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて年内に無料接種を始めるために、今年度補正予算案に関連経費を盛り込みました。

前回の定例会で、これらのワクチンへの公費助成に関して、国、県の動向を見ながら検討していく旨を野口議員と横倉議員の質問にそれぞれ答弁されておりますので、いずれ国の補正予算が成立すれば、笠間市においても実施されるものと思えます。

しかし、全国のほかの自治体に目を向けますと、それらのワクチンだけでなく、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種へ公費助成をしているところも含まれます。高齢者が罹患する率の高い肺炎は、現在では、がん、心疾患、脳血管疾患に続いて死亡原因の第4位に位置しております。

厚生労働省のまとめによりますと、肺炎による死亡者数は全国で9万5,000人を超え、その95%を占めているのが65歳以上の高齢者であります。そして、その約半数が肺炎球菌によるものであります。この高齢者の肺炎球菌ワクチンに関する笠間市の現状と認識について質問いたします。

まず、1点目に、笠間市の高齢者、70歳以上の方の肺炎による死亡の人数と割合はどれぐらいでしょうか。また、市内で肺炎球菌ワクチンを希望者は受けることができるのでしょうか。

2点目に、笠間市として、肺炎球菌ワクチンの接種普及に取り組んでいるのでしょうか。取り組まれていなければその理由を、取り組まれていけば具体的にどのように取り組まれているのかお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

市内の過去5年間の自殺者数でございますが、茨城県保健福祉統計年報によりますと、平成16年が24人、平成17年が28人、平成18年が25人、平成19年が18人、平成20年が16人となっております。

男女の割合についてでございますが、平成16年が、24人中男性が19人、女性が5人、17年が、28人中男性が21人、女性が7人、18年が、25人中男性が20人、女性が5人、19年が、18人中男性が17人、女性が1人、20年が、16人中男性が10人、女性が6人となっております。

次に、原因、動機についてでございますが、茨城県警の資料からお答えしますと、平成19年から20年の自殺動機といたしましては、45%が動機不詳であり、動機が判明しているものでは、身体の病気の悩みが15%、うつ病が9%、その他の精神疾患が9%、多重債務等の経済問題で6%となっております。

次に、笠間を元気にするネットワークづくりの内容でございますが、県は、平成22年度と23年度の2カ年間、茨城県自殺予防対策事業としまして、地域自殺対策研究モデル事業を筑波大に委託し、笠間市をモデル地区として、地区ネットワーク強化を主として自殺の1次、2次予防を行っております。現在、ワーキンググループに茨城県障害福祉課、精神保健センター、水戸保健所とともに市職員も参加し、事業を展開しているところでございます。

本年度は、市職員に対しまして自殺対策への認識を深めるための講演会の実施や、市内各団体あてに支援ネットワークづくりのためのアンケート調査を行いました。また、民生委員児童委員協議会、地域ケアシステムサービス調整会議においても、自殺者の現状や自殺予防のための講演会を行ったほか、公民館まつりにおいて、普及啓発活動として心の健康教室を実施し、約330名に参加をいただきました。

今後は、市民あてのメンタルヘルス、孤立度の健康実態調査アンケートを行い、次年度の事業につないでいく予定でございます。

次に、2年後の事業終了後を展望した市独自の取り組みでございますが、自殺予防対策は、悩みのある人をいち早く的確に必要な支援につなぐための早期対応の中心的役割を果たすべき人であるゲートキーパー機能の充実と地域連帯の構築が柱になっていくと考えておりますので、2カ年にわたる県の地域自殺対策研究モデル事業の事業成果を踏まえ、各団体及び個人に対してゲートキーパーの育成等を行うなど支援機能の充実強化を図り、自殺予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、石松議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に、改正育児・介護休業法を市としてどうとらえ、変更になった点についてどのように市民に広報しているのかというご質問でございますけれども、平成22年の6月



30日に改正施行された育児・介護休業法は、男性や女性が子育てや介護をしながら働き続けることのできる社会を目指しまして、仕事と家庭との両立をより一層支援していくための重要な法律であると認識いたしております。

このたびの改正では、3歳までの子育てをする父母が利用できる短時間勤務制度の創設、それから所定外労働時間の免除を事業主に義務化したこと、それから父母ともに育児休業取得する場合の休業時間の延長、家族の介護のための短期間休暇制度を設けること、などが主な改正点でございます。

市といたしましては、改正育児・介護休業法の広報につきましては、茨城労働局の業務でありますけれども、市民やすべての事業者にも周知されているわけではなく、また、100人以下の労働者を雇用している事業者は、改正点の一部が平成24年7月からの施行ということになるために、男女共同参画推進の観点から、市民や事業者を対象に、広報紙やホームページ、それから子育てセミナーなどにおいて、育児・介護休業法の改正点についてお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

次に、笠間市として民間企業誘導に関してどのように進めているのかというご質問でございます。

改正育児・介護休業法の周知につきましては、先ほど申しましたように労働局で行うものと考えておりますけれども、市では、男女共同参画推進の観点から、平成19年度に男女共同参画推進事業者の認定制度というものをつくりまして、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男性も女性も働きやすい環境づくりに取り組んでいる事業者を推薦事業者ということで、平成21年度までに9事業者を認定しているところでございます。

平成22年度につきましても、3事業者を認定する予定でございまして、11月23日に開催いたします笠間男女共同参画推進フォーラム2010におきまして、認定式を行う予定になっております。また、笠間市がんばる企業応援連絡会の研修会の折にも、認定制度につきまして周知をしているところでございます。

認定に当たりましては、事業者からの申請をもとに、審査基準に当てはめて聞き取り調査なども行っております。審査項目の中には、育児休業、介護休業の制度化についての項目もございまして、その調査の中において制度についての周知を行っているところでございます。

また、認定した事業者や取り組み内容につきましては、広報紙やホームページなどを通じまして周知をいたすことで、他事業者への意識啓発ということを進めているところでございます。

今後につきましては、認定事業者による連絡会において、お互いが行っている仕事と家庭の両立への取り組みなどの情報交換を行い、それから事業者に対しましてより一層の取り組みを促しまして、さらには、笠間市がんばる企業応援連絡会を通じまして、改正育児・介護休業法につきまして周知をしてまいりたいと考えております。

次に、笠間市を事業所としてとらえた場合についてでございますけれども、平成22年度までの育児休業取得率の目標の達成率の状況でございます。平成18年10月に笠間市職員を対象といたしまして、子育て支援施策を策定した特定事業主行動計画におきまして、育児休業取得率を男性職員10%、女性職員100%と目標を定めております。

育児休業取得対象者でございますが、男性は71名、女性は21名に対しまして、男女問わずすべて育児休業の取得を説明いたしておりますけれども、男性職員につきましては、育児休業を取得した職員はございません。よって、男性職員の育児休業取得率は0%ということでございますが、女性職員の対象者は、27名中26名が取得いたしまして、取得率が96.3%となっている状況でございます。

次に、管理職の意識や職場全体の意識を変えるための取り組み……

議長（市村博之君） その質問はないんだよ。

市長公室長（小松崎 登君） なかったですか、済みません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、石松議員の高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種についてお答えいたします。

まず、最初に、笠間市の高齢者70歳以上の方の肺炎による死亡者についてであります。平成20年度の茨城県保健衛生統計によりますと、笠間市の高齢者の総死亡者数は667名であり、肺炎による死亡者数は63名でありました。割合といたしましては、9.4%を示しております。

なお、厚生労働省ワクチン評価に関する小委員会の資料によりますと、肺炎球菌による肺炎につきましては、肺炎全体の4分の1から3分の1と言われております。

次に、肺炎球菌接種についてでございますが、接種を希望される方は、市内各医療機関で実施しておりますので、希望により接種することはできます。

次に、接種普及の状況でございますが、任意接種ですので把握はできておりません。平成20年度の社団法人細菌製剤協会の資料によりますと、全国の予防接種に対する助成を行っている市区町村での接種率、これにつきましては4%未満であります。また、県内で助成をしている2市村の接種率につきましても、3%と非常に低い状況でありますので、全体での接種普及率、当笠間市においてもさらに低いものと思われれます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、笠間市の自殺対策について再質問をさせていただきます。

現状の認識については、圧倒的に男性が多いという現状は全国と変わらないなということと、それからその要因、原因についても、45%が不詳でわからないということも、これも全国と同じですし、それぞれの項目についても、大体傾向的に言うと全国と同じような傾

向なのかなと、今、お聞きして思いました。

問題は、二つ目の笠間を元気にするネットワークづくりの取り組みなんですけれども、これはご答弁の中にもありましたけれども、22年度、いわゆる今年度は、研修会をやったりだとか、あるいは団体の連携度調査のアンケートをやったりとか、市民のサポート状況を調査するためのアンケートをやるということは、私どもも承知はしているんですね。

問題は、その後どういうふうにしていくかということなんです、先ほどの部長の答弁では、自殺予防が大事であると。ゲートキーパー、いわゆる自殺予防対策をする人をきちんと養成していくというのがポイントであるとおっしゃられたわけなんですけれども、そういうことをするために何をするのか、どういう方向に向けていくのかということ、市側が私はもっと方針を持つべきだろうと思うんですね。

この事業は、いわゆる自殺対策、茨城県全体で2億円予算計上してもなかなか具体的に事業が進まない。これを具体化するために、この笠間が、医療もそろっているし、地域のボランティアさんの状況等々もあって、一番適しているだろうということで、ある意味いい意味で選ばれたわけですから、ここでモデル事業等やられるわけですから、私は、もう少し積極的な意味で、もっと市の主体性を出しながらこの県の事業にかかわって、事業が終了後3年後以降も何らかの形が残るような、そういう方向性を私は持っていたきたいなと、ご答弁をお聞きして思っております。

もう少し詳しくお聞きをしたいんですけども、自殺の中の大きな要因というのは、一つはうつ病の問題、メンタルヘルスの問題がよく言われます。それと、もう一つは、余りパーセンテージは6%と多くはありませんでしたけれども、多重債務に対する問題が全国ではクローズアップされています。

一つ目のうつ病の対策の問題ですね。このうつ病というのは、なかなか社会的に認知がされていないというか、精神疾患の一つとして非常に偏見が多くて、なかなか自身がうつ病だというふうに認識できない。そういう状況もありますし、恥ずかしくてうつ病だと言えない、病院にかかれぬという、そういう認識が広くあります。そういう認識が、この45%という原因が不詳の中にたくさん含まれているわけですね。

そういう意味で、私は、行政の対策として、うつ病対策はきちんとやっていくべきだろうと思うんです。そういうことが、今の笠間市の中で具体的にどういうふうに行われているのか。例えば早期発見のための治療だとか、関係団体との情報連携、そういうことが行われているのか、あるいは相談窓口というのは笠間市内にどれくらいあるのか、あるいは学校の中ではスクールカウンセラーが子どもたちに対してそういう対策をとっているわけなんですけれども、そういうことに対する現状だとか、それから各事業所へのメンタルヘルスケアの把握だとか指導、そういうことについてもう少しお聞かせいただきたいのと同時に、職員向けのメンタルヘルス、心の病が原因で退職した職員が何人くらいいるのかとか、そういう職員に対する取り組みというのはどういうふうになっているのかということ、をぜひ

お聞かせをいただきたいということです。

それと、二つ目の多重債務に関する市民相談の現状、これも市民相談件数の状況だとか、市としてどのような対策を行われているのかということについてもお教えをいただきたいと思います。

それから、二つ目の改正育児休業法と男性育児休暇の取得の促進についてなんですが、これも育児・介護休業法の中身について、男女共同参画基本条例の取り組みと同時に普及をさせていく、広めていくということであろうかなと思うんですが、私は、法律はこういうことが決まっていますよということを広めるだけでは、要するに取得率というのは上がっていかないということが、先ほど言われました特定事業主行動計画の目標の達成率にあらわれているんじゃないかなと思うんですね。ですから、笠間市における課題は、この内容の普及、内容の伝達、広めるのと同時に、具体的に取得率をどうアップさせていくのかという、取得をするための環境を整えていく、職場条件を整えていくということが、まさしく私は笠間の課題になっているのではなかろうかなと思うわけです。

それも笠間市だけではなくて、全国の市町村で同じような課題に迫られているわけですね。例えば県内と言えば、龍ヶ崎市長が、市長みずからが育児休業とられたりとか、文京区の区長なんかもそうなんですけれども、そういう形で具体的に職員や市民の育児休業、男性の育児休業の促進につないでいこうとしている、そんな取り組みもあつたりしますが、そういう意味で、市役所の職場の環境の中でとりやすい環境づくりというのは、具体的にどういうふうに行われているのかというところを、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

私は、社会的な通念上として、育児というのは女性が担うものという、そういう通念というのは否めないというか、なかなか払拭できないと思うんですね。そういう意味でいうと、私たちの下の世代というのは、例えば運動会や学校の行事、夫婦で参加したりしますが、私たちよりも上の世代というのは、なかなかそういう条件もなかったでしょうし、そういう意識もなかったと思うんです。育児参加ということに対する認識は、やっぱり世代でかなり差があるんですね。この差を埋めていくということも必要だと思うんです。

そうなりますと、管理職になられている世代の男性の育児休業に対する認識と、若い世代の認識というのはかなり違うと思うんですよ。これが、若い世代がとりたくても、そこで管理をしている管理者の認識がその若い世代の認識に追いついていなければ、とりたくてもやっぱりとれないという、そういう職場環境を生み出していくと思うんですね。その辺のところに対する問題意識というのは市としてお持ちなのかどうか。その辺も含めてお聞かせをいただきたいと思います。そうでなければ、この71名の対象者0%、これを10%に上げるというのは、私は不可能だろうと思いますので、ぜひともお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、これは市の職員の問題だけではありませんが、育児休業をとつ

た場合、第2子以降で育児休業をとった場合、第1子も保育園に預けていたら預けられなくなってしまうという、そういう状況があります。これは合併前友部町ではそういうことはなかったんですが、合併以降そういう状況になっていること、あるいは近隣のひたちなか市や水戸市では育児休業をとっても第1子はそのまま保育園に預けていられる、そういう状況があるんですが、笠間市ではそういうふうになっていないということなんですが、これも男性の育児休暇取得の一つの阻害要因に私はなっていると思うんですが、こういうところの改善はできないのかどうかということについてもお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、三つ目の高齢者の肺炎球菌ワクチンについて再質問をいたします。

これは県内で2市町が実施をしていて、その接種率が3%だということを言われました。確かに肺炎球菌ワクチンの効能だとか、このワクチンによって5年間肺炎にかからないという、そういうことが広まっていないということが片一方にあって、なかなか接種率が上がらないという問題もあるかと私は思っているんですが、先ほど健康体操の話もあったんですが、例えば70歳以上の高齢者が肺炎に罹患した場合、医療費はどれぐらいかかるのか。高齢者がもし肺炎にかからなければ医療費というのはかからないわけですから、当然私たちの国民健康保険税というのも値上げをしなくて済むわけですね。この辺のワクチンの費用対効果というんですか、この辺についてはどのようにご認識をされているのか、再質問の中でお答えをいただきたいと思えます。

それとあわせて、私は、この肺炎球菌ワクチンというのはぜひとも導入をしていただきたいと思うんですね。接種にかかる費用は約8,000円だと言われています。逆に、肺炎にかかって入院治療を受けた場合にかかる医療費というのは、24万円前後だと言われているんですね。この数字を比べただけでも、私は、ワクチンの導入というのは非常に効果があるんじゃないかなと思っているんですが、この辺の制度の導入に対する見解についてお答えをお願いいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 石松議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、自殺予防関係でございます。笠間を元気にするネットワークづくりの事業の中で、市としてももう少し積極的にというご質問でございますが、現在行われておりますワーキンググループには、先ほど答弁でも申しましたように、県の障害福祉課の職員、保健センターの職員、保健所の職員のほかに、市の職員も参加しております。

また、笠間市が今回モデル事業になったというのも、笠間市にはいろいろなボランティアがある、たくさんのボランティアがあるということで、ゲートキーパーを進める上では、いろいろな連携を図る上では、他の地区に対するモデルになるんじゃないかということで選ばれたと聞いております。市としても、そういうワーキンググループを通して、各団体との連携関係をさらに図っていくように、ワーキンググループの一員として一緒に取り組

んでいきたいと考えております。

また、育児休業取得促進のための第2子以降の育児休業を取得しても、育児期間中の上の子どもを保育園に預かってもらえるように改善すべきではないかとのご質問でございますが、保育所に入所するには、保護者が仕事、病気、障害などの理由によって家庭保育に欠ける児童である必要があります。育児休業中の保護者は、仕事に従事していないために、入所中の児童も家庭保育に欠ける児童ではなくなっておりますので、公平な入所の観点から、在宅保育をしていただくのが適当であると考えております。

ただし、市としましては、育児休業を取得する場合であっても、入所中の児童が次年度に小学校に入学するときや、児童の発達上環境の変化が好ましくないと思われる場合につきましては、継続して入所できるようにしております。退所することになった場合には、下のお子さんも含め、育児休業が終わった時点で優先して退所前の保育所に入所できるような体制を整えて、保護者が安心して職場復帰できるよう配慮しているところでございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 石松議員の再質問にお答えいたします。

まず、自殺・うつ病予防メンタルヘルスの取り組み内容と啓発活動についてでございますけれども、最初に、早期発見と治療、関係団体との情報連携はあるかについてでありますけれども、早期発見と治療につきましては、本人の身近な人である家族や職場の同僚など、言動の異変に気づき相談に応じたり、医療機関への受診につなげていくことが重要かと思えます。

しかし、身近な人が異変に気づくことが難しいため、先ほどから話が出ております笠間を元気にするネットワークづくりの中で、身の回りの人が悩みを抱えていたら話を聞いたり、異変のサインに気づき適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育成し、地域や職場での早期発見につなげていくことを検討しているところでございます。

また、関係団体との情報連携でありますけれども、福祉保健関係課と、また水戸保健所や医療機関から、ケースに応じまして各機関から情報が提供され、関係各課との検討会議を実施しているところでございます。

次に、市内における心の悩みを打ち明けることのできる相談窓口としては、広い意味でございますけれども、市役所各課の相談窓口、社会福祉協議会、民生委員、家庭児童相談員、心配ごと相談、心の相談、法律相談、さらには適応指導教室等の事業、さらに精神科専門病院、かかりつけ医療機関等があり、笠間市として行っている24時間電話相談ができる健康ダイヤル24がございます。

また、幅広く県単位で見ますと、精神保健福祉センター、水戸保健所、児童相談所、婦人相談所、法テラス等やいのちの電話、こころのホットライン等の電話相談があります。相談内容により、これらの関係機関が連携し、随時対応しているところでございます。

次に、各事業所のメンタルヘルスケアの把握や推進についてでありますけれども、これまでの考え方といたしまして、労働安全衛生法の観点から、労働基準監督署が指導等を行ってきておりました。自殺基本法の市町村の責務ということは当然認識はしておりますけれども、そういったことから、これまで市としては積極的な働きかけはしておらなかったということが実態でございます。

なお、労働基準監督署を通して確認しましたところ、従業員50名以上の66事業所がございますけれども、この中でメンタルヘルスケア対策を実施している事業所は7事業所ということでございます。

今回、茨城県における地域自殺対策モデル研究事業といたしまして、笠間市が県内唯一のモデル事業である笠間を元気にすネットワークづくりを行っているところでありますけれども、自殺予防のために支援団体や企業を含め、地域ネットワークをいかに構築していくかが大きな課題であり、企業のメンタルヘルスケア充実のために市としてどのような役割を果たしていくべきかや、効果的に抑止するための手法についても研究してまいりたいと考えております。

なお、県においてこのモデル事業を最終的に検証し、県内普及に向けた検討をすることになっております。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種についてでございますけれども、70歳以上の高齢者が肺炎に罹患した場合の笠間市の医療費につきましては、病状によっても異なりますので、具体的な数字はお示しできないところでございます。

平成21年度の厚労省がん研究班による調査によりますと、65歳、75歳、85歳を対象にいたしました成人肺炎球菌ワクチンを投与した場合と投与しなかった場合の医療費の比較を行った報告がございます。この調査によりますと、対象者が毎年インフルエンザワクチンを接種したと仮定するという前提がつきますけれども、この場合において、肺炎球菌のワクチンを投与することによって、肺炎の外来医療費、入院医療費が各年齢1人当たり5年間で19万4,000円から38万6,000円減額できるということが示されてございます。

しかし、先ほど述べましたように、助成を実施している市町村においても、肺炎球菌ワクチンの接種率が低く、また笠間市の高齢者インフルエンザの接種率も50%程度になっているという状況でございます。このため、高齢者が、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの併用投与、これを両方行うことが有効であるということであるため、大幅な接種率の向上が必要だろうと。当然、意識啓発は重要であろうかと認識しております。

また、国において予防接種事業としての制度の見直し、これらも必要になってくるのかなと考えております。

笠間市としては、肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、ほかのワクチンと同じような答え方になってしまいますけれども、国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 石松議員の再質問にお答えいたします。

学校スクールカウンセラーの現状と体制についてお答え申し上げます。

スクールカウンセラーは、学校における教育相談体制の充実、強化を図ることをねらいに、県の派遣として市内小中学校に配置されております。今年度は、市内中学校7校と小学校1校を対象として2名のスクールカウンセラーが配置され、対応する学校を分担して児童生徒の相談活動に当たっております。

スクールカウンセラーの各学校への配置につきましては、児童生徒数に応じて、1校当たり月に1日または2日の配置状況となっております。相談に当たっては、児童生徒からの申し出や教師から気になる児童生徒へ声をかけたり、保護者が継続的に相談をしているケースを含めて、スクールカウンセラーへの相談計画をつくるようにしております。

また、緊急に相談体制をつくる必要が発生した場合は、県に申請することで新たにスクールカウンセラーを配置することができることになっております。

スクールカウンセラーへの主な相談内容としましては、交友関係など人間関係に関することなどが主な内容となっております。また、市教育委員会としましては、県のスクールカウンセラーのほかに、市独自に心の教室相談員2名を配置し、分担して各中学校で生徒からの相談に対応しているところでございます。

さらに、不登校児童生徒を支援する適応指導教室「かしわのひろば」に心の相談室を設置し、2名の相談員が、保護者や児童生徒からの電話相談や来所相談で対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 私の方から、笠間市の自殺対策防止についての中で、職員向けのメンタルヘルスの取り組みについてでございます。

その中の一つの、心の病が原因で休職者はこれまで何名かというご質問でございますけれども、心の病が原因の休職者でございますが、平成18年3月の合併以後に、心の病が原因で休職処分となった職員はございません。

なお、休職処分には至っておりませんが、短期間で心の病が原因ということで療養休暇を取得した職員につきましては11名ほどございます。

次に、職員向けのメンタルヘルスの取り組みでございますけれども、職員向けのメンタルヘルスの取り組みといたしましては、平成19年度より、毎年3回、全職員を対象といたしましてメンタルヘルス研修会を実施いたしております。合併後、延べ246名の職員が受講をいたしてございまして、本年度の研修会におきましては、現場で管理職がケアすることにより、心の病の兆候を早い段階で発見し防止できるということから、管理職に対しましての研修会を実施する予定となっております。



また、職員がカウンセリングを受けることができる相談窓口を民間の専門機関と契約をいたしております。本年度は、財団法人茨城カウンセリングセンターと契約いたしております。合併後、延べ14名ほどの職員がカウンセリングを受けてございます。

また、昨年度は、職場のメンタルヘルスという冊子を全職員に配布するなどいたしまして、メンタルヘルスの対策を実施いたしております。

次に、改正育児休業法の中での管理職の意識、それから職場全体の意識を変えるための取り組みということでございますけれども、目標を実現していくためには、職員一人一人が具体的な行動はもちろんのこと、職場全体の積極的な取り組みを進めていくため、各職場のリーダーであります所属長が、今以上に内容を理解いたしまして、率先して計画を実践し、育児休業が取得しやすい環境、そして子育てしやすい職場づくりを行うなどが重要であると考えております。

現在、平成18年に策定いたしました特定事業主計画につきましては、平成23年4月に新たな計画を策定するため、現在見直し作業を進めております。

新たな計画におきましては、ただいまの改正育児・介護休業法の趣旨を十分考慮いたしまして、現計画の改善策を検討及び必要に応じました計画の変更を行ってまいりたいと考えております。

また、母性保護育児休業休暇等の各種制度を理解しやすいようにまとめました冊子等を作成するなど、全職員の周知の徹底を図って、子育てに関します意識改革を進めてまいりたいと考えております。

さらに、育児休業取得率を上げるための施策でございますけれども、育児休業する職員が育児休業をとることによりまして課の同僚に負担をかけてしまうという、育児休業をとらないなどの考えが出てくるといふ心配がございますので、育児休業する職員の所属課に対しまして代替職員の配置をいたしまして、育児休業期間安心して取得できるようにしております。このような取り組みによりまして、育児休業の取得率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。そういたしまして、職場全体が、男性も女性も育児休業をとることが当たり前のような雰囲気づくりに、早い段階でしていきたいと考えているわけでございます。

地域社会におきましてこの育児・介護休業法を定着化させるためには、先ほど議員もおっしゃいましたように、まず、我々地方公務員、地方自治体が率先して実施していくことが大事であるというふうに私も認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

多重債務の市民相談件数の状況や市としてどのように対策しているのかというお尋ねでございますが、多重債務で相談を受けた件数は、今年度は10月30日現在で35件でございます。

す。この数字は、昨年1年間の多重債務の相談件数より5件ふえている状況であります。

多重債務の相談につきましては、消費生活センターで受け付けをしておりますが、平成20年度からは、庁内の徴収支援を担当する13の課の協力を得ながら、多重債務者支援プログラム会議を開催して、各担当者への相談体制の周知を図っております。

具体的には、納税や生活保護等の相談の際に、サラ金等の返済で困っている状況がわかった場合、本人の了解を得て、消費生活センターに相談するよう案内をしていただいております。本年度は、10月末で、担当する課より6件の連絡をいただき、相談を受け付けいたしました。

消費生活センターでは、担当職員と合同で現在の状況を聞き取りをし、司法書士会、弁護士会、法テラス等と連携をしながら、相談者に対して多重債務の解決ができるかどうかを検討しております。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、自殺対策についてもう少しお聞きします。

たくさんの部長が答弁されて、一体何を質問したのか、こちらもわからなくなるぐらいの答弁量で、ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、私は、メンタルヘルスの問題、いわゆる自殺予防対策の問題ということで、それぞれにご質問を申し上げたわけですね。それぞれの課や部署で、いろいろなことをやられているということがよくわかりました。学校は学校で、スクールカウンセラーの取り組みの中で人間関係が多いと言われていましたけれども、そういうことがやられていたり、あるいは多重債務は多重債務で、全然部署が違う、市民生活部長がお答えになりましたけれども、件数がふえているという現状についてもお話をされました。それから、市内の窓口も、心の心配相談とか、病院とか、多岐にわたってたくさんあるということもよくわかりました。それから、職員のメンタルヘルスの状態についても、休職者はゼロだけれども、療休、いわゆる病休をとられている方が11名いらっしゃるということも伺いました。

こういうことを伺って、私が思うのは、先ほど福祉部長が答弁された中に、今、県のやっているモデル事業の中のワーキンググループに市の職員が参加をして、連携ができるかどうかというところを努力していきたいというふうにおっしゃられたわけですが、どういう職員が行かれるのかというのは私はわかりませんが、要は、市役所の中も連携ができるような状態に、私はなっていないんじゃないのかなと。スクールカウンセラーをやっている人、多重債務の窓口にいる人、職員向けのメンタルヘルスをやっている人、心の心配相談員をやっている人それぞれが、いわば先ほどの福祉部長の言葉をかりれば、ゲートキーパーでなければならぬわけですね。

単に多重債務の相談を受けていても、これに自殺の兆候があるのかどうかということはその担当者が見きわめることができなければ、幾ら窓口があっても、それは自殺予防対策にはならないということだと思っております。それが、先日、民生委員を対象にやられていた

講演会の中で、筑波大の太刀川先生も言われていたことだろうと思うんですけれども、そういう意味でいいますと、ワーキンググループに市の職員を派遣して、そのワーキンググループに参加をするだけではなくて、私は、こういう県のモデル事業を受けとめる側として、市役所や市の行政の体制も連携できるような体制をつくっていくという、そういう方向性を私はぜひ持っていくべきだろうと思うんですね。

先ほど申し上げました自殺防止大綱の中には、たしか県と政令都市の中で自殺対策連携協議会をつくりなさいと、そこまでしか言われてないんですよ。市町村段階でそういうことをやりなさいというのは書かれてはいないんですけれども、しかし、問題意識を持って取り組んでいる市は、専門の窓口を設けていたりとか、あるいは自殺の連絡対策協議会というのをつくって一生懸命取り組んでいるところもあるんですね。茨城県がなかなか事業が具体化できないというのは、そういう市町村段階での取り組みが追いついていないというのが、なかなか具体化できない、私は一つの大きな原因になっているんだろうと思うんです。

その意味でも、ぜひ笠間市の中に自殺対策の専門的な窓口、あるいは専門的な会議、連携協議会というものをつくるという方向性を私はぜひ持っていただきたいと思うんですが、そういうことはお考えになっているのかどうか、再度お聞かせをいただきたいということと同時に、食育基本計画と一緒に健康増進計画をつくりますと、前回の定例会で私の質問に答弁をされたんですが、この健康づくり計画というの、外部委員さんで構成する健康づくり推進協議会というので練られるというふうに言われたんですが、私は、この健康づくり増進計画の中にも、ぜひともこの自殺予防対策ということについても取り上げていくべきだろうと思うんですね。こういうことというのは、増進計画の中に取り上げる方向性をお持ちなのかどうかということについて、再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、改正育児休業法の問題についてなんですが、23年度特定事業主行動計画の見直しの中で考えていかれると言われたので、ご答弁はそれで結構なんですけれども、この10%が0%にとどまっているわけですね。これはやっぱり、10%に上げるための具体的な何か施策がないと、10%に私は上がらないと思いますので、この具体的な政策をぜひとも時期の特定事業主行動計画の見直しの中では具体化していただきたいなと思います。

それと、育児休業中の保育の問題についてなんですが、保育に欠ける場合が保育園に入所する対象者であるということ、これは児童福祉法に決まっていることなんですね。この児童福祉法適用されるのは、ひたちなかも水戸も笠間も同じなわけですよ。しかし、笠間ではできないけど、ひたちなかや水戸ではできているというのは、私は何なのかなと思うわけなんですけれども、ある方が、実際にあった話なんですけれども、育児休業とろうと思うとご相談に行ったら、上の息子さんは退所してくださいと言われて、相談をしたら、その窓口では、児童福祉法でこう決まっているからだめですと、紋切り型にされるわけですね。

ところが、水戸や日立の中では、保育に欠ける状態ではないけれども、特別な事情というところで多分考慮がされていると思うんですよ。そういう考慮の範疇の中の問題でそういう運用ができていくほかの自治体の具体例があるわけですから、ぜひともその幅を持った対応を市民に対して、当市でもそういう対応はぜひともとっていただけないかと私は強く思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか、ご答弁お願いします。

それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の問題も、結論はまた同じで、国や県の動向を見ながらということなので、これ以上お聞きしても結論は変わらないのかもしれないんですけども、ただ、接種率を上げていくということは必要だと思うんですよ。私は本当は助成を、8,000円かかりますから、8,000円に対して、半額でも4分の1でもいいですから助成をすれば、こういうものに助成があるんだということで、肺炎球菌ワクチンに問題意識がいくんですよ、普通の人の問題意識が。そういう問題意識にいかせるためにも、助成制度というのはいいのかなと思いますが、助成制度が導入できないにしても、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種率を上げるということの施策をぜひ考えていただきたいと思うんですね。

そこを考えていただかないと、医療費が上がっていけば上がっていくほど国保税がまた上がらざるを得なくなるわけですから、その努力をしないで国保税値上げしますなどと言われても、私は議会でそういうのとても認めることはできませんので、ここは私は助成をしてもらいたいんですけども、助成をしないにしても、そういうインフルエンザワクチンと合わせた接種率の具体的な向上策というのをぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺についてもいかがなものか、ご答弁お願いします。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 再々度のご質問にお答えいたします。

まず、ワーキンググループに参加している職員でございますが、市の職員としては、社会福祉課の課長補佐と保健センターの保健師が参加しております。

次に、自殺対策の専門的な窓口あるいは専門的会議を設けてはというご質問でございますが、経済問題に起因する場合は、先ほど市民生活からもありましたように消費生活センターが相談に応じ、健康問題に起因する場合は保健センター、学校問題の場合は教育委員会、それぞれが対応しております。

自殺にはさまざまな原因、動機がありますので、専門の知識を有する方が対応することが望まれております。したがって、市が専門の窓口を設けるのではなく、県や社会福祉法人など、専門的知識のある方が対応してくれる茨城消費生活センター、茨城いのちの電話、茨城カウンセリングセンター、茨城県精神保健協会、また法テラス等の専門機関と連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

また、自殺に至るおそれのある端緒を早期に把握し、対応していくことには、気軽に相談できる窓口がそれぞれで行うことも有効な手段の一つと考えております。また、市の各

課の連携ということでございますが、この各課との連携はさらに図っていきたいと考えております。

それと、保育所の育児休業中の対応でございますが、22年度は育児休業をとって対処していただいた方が2名おりました。しかし、先ほど答弁したとおり、年長さん、また児童の状況等も勘案して、育児休業とった家庭の方が全員対処していただくということではございません。これからも、その家庭の状況をよく十分踏まえて対応していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、私の方から、健康づくり計画で自殺予防についてどう取り上げるのかについてご答弁いたします。

健康づくり計画につきましては、来年度の策定を目指し、現在内部検討が始まりまして、市民意識調査を実施しようとしているところでございます。

この計画の中の心の健康づくりというテーマの中で取り上げることになりますストレスの解消、休養や睡眠、そしてメンタルヘルス対策、これらにつきましては、自殺予防という観点からは非常に重要なものであります。したがって、策定委員会の中で協議していただくということになると考えております。

次に、高齢者の肺炎球菌予防接種につきましてでございますけれども、普及率を上げるためにも、全額ではなくても、少しでも助成をということでございましたけれども、私もこの質問に当たりまして、いろいろ勉強したところでございますけれども、その中で若干ほかのワクチンと違うかなという部分がありまして、国の方で今進めております、先月開催されたわけですが、感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する委員会ということの中に、肺炎球菌作業チームというものがありまして、この中で報告案ということで、まだ完成版ではないんですが、その中の資料、最終的にこうなるであろうというところまで来てはいると思うんですが、最終版ではないんですが、この中での結論といたしまして、ワクチンの効果については、75歳以上で肺炎による入院頻度が優位に低下している事実は着目すべきであり、今後のさらなる高齢化を考慮すれば、我が国において本ワクチンを定期接種に導入することは正当化されると考えられるということが書かれております。

しかし、導入に当たりましての課題がありまして、その中で、1点目としまして、本ワクチンによる免疫は徐々に減衰していき、先ほど議員も5年間というお話をしましたけれども、追加接種の必要性が議論され、5年経過した場合には再接種を推奨しているということで、日本でもできるようになりました。しかし、再接種については、初回ほどの抗体価の上昇が認められないということで、再接種の効果について今後とも検証する必要があるということで、最初の接種、今のワクチンのままですと、最初に接種するタイミングが非常に重要になってくるのかなということがあると思います。

そして、2点目といたしましては、本ワクチンは一定の効果は見られるものの、その持続期間、5年間とありますけれども、その免疫減衰については今後も改善の余地があるということで、まだまだ改良する余地があるのではないのかなということが課題になっているということ。

3点目といたしまして、小児肺炎球菌ワクチンとの因果関係、これがうたわれてございます。小児肺炎球菌による肺炎が蔓延しますと、成人病の肺炎につながるという実態があるということで、肺炎球菌のワクチンの予防接種を導入することにより、成人肺炎の罹患率が減少するということが報告されております。

今後、小児肺炎球菌ワクチンの接種率上昇に伴いまして、成人肺炎球菌感染症の継続的な観測、その結果に基づく本ワクチンの定期的な再評価が必要であるということで、ちょっとまだ過渡的かなということでもありますので、国の動向を見ながら、やらないということではなくて、ぜひ医療費の減額にもつながるということでもありますので、そういったところを注視しながら今後検討してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 石松俊雄君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日午前10時から開きますので、ご参集ください。

午後3時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 中 澤 猛

署 名 議 員 上 野 登